

公益法人の会計に関する研究会（第12回）

議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第12回） 議事次第

日 時：平成26年10月2日（木）9:59～12:21

場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 第11回公益法人の会計に関する研究会における宿題に対する意見について
2. 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記
3. 有価証券の評価方法等の考え方・表示方法について
4. 事業費・管理費科目の考え方と表示について
5. 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性について

○横山事務局次長 それでは、定刻前ですが、皆様おそろいになりましたので、第12回「公益法人の会計に関する研究会」を開催させていただきます。

本日は、梶川先生が所用のため1時間ほどで中座させていただくということでありまして、それから、事務局長のほうも次官連絡会議がありまして中座させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、座長、司会進行をよろしくをお願いします。

○高山座長 きょうはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日はかなり盛りだくさんな内容でございますので、順番にやっていきたいところはあるのですが、きょう、梶川先生が早目に退室されるということですので、その中で皆さんの意見が最も割れているところからやっつけようと思います。

お手元に1から5の内容がございます。1の宿題の意見についてでございますが、横A3の資料がございます、意見等の後に宿題がずっと載っております。先ほど言いました意見が一番割れている部分というのは宿題2です。時間の関係もございますので、ここから始めたいと思っております。

事務局から御説明をお願いします。

○松前課長補佐 私から資料について説明させていただきます。

まず、資料1の3ページでございます。宿題2は、前回御議論いただきました「過去の赤字補填について」ということでございます。赤字補填につきましては、賛成という御意見の先生方が3名おられまして、あと、反対という先生がおられました。この内容については、賛成でいらっしゃる先生方は、正味財産の維持についての懸念がその賛成の理由であると考えておりますところでございます。

その右のほうをちょっと見ていただきたいのですが、財務省にも以前より何度かお話をさせていただいておりまして、これについてはちょっと難しいという回答をいただいております。理由についてはまでは伺ってはいないのですが、法人税法では、各事業年度の所得の金額が法人税の課税標準とされているということと、青白申告を提出する法人においてこういった制度が認められているということでございます。

繰越欠損金については、公益法人については、特に法律上当てがない以上、認めるといのがちょっと難しいのではないかとございまして、こちらの繰越欠損金自体は法人税法のほうで定めがあるということでございますけれども、認定法では、それを前提にした法律にはなっていないということでございます。そもそも剰余金が生ずることを法が予定していないということもございまして、そのような関係から、これについてその理由を、これをもって収支相償に導入するというのは難しいのではないかとございまして。

また、あわせて、こういった過去の赤字補填をすると決めますと、区分経理に基づく貸借対照表の内訳も当然必要になってくると考えられると思います。

宿題2については以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

過去の大きな赤字を何とか黒字で埋めていきたいという意図は実務界のほうからすごく強いということで、今回、俎上にのせていただきました。皆さんも覚えていらっしゃると思うのですが、前回、お話の中で、かなりの参与の方からこれについて賛成してもいいのではないかと御意見がありました。その後、小森先生、あるいは次長から根本的な問題ではないかという提言があった中で、宿題に引き取らせていただいた中で、今回、あわせて、皆さんからまた御意見をいただいたところで、今、表にまとめてある長参与、中田参与、上倉参与の、松前補佐がおっしゃったように、全て将来の維持・発展のためには認めてあげるべきではないかという御意見は実務的にもわかります。

一方、金子参与の意見の、今、これについて制度上は認められていないと解さざるを得ないのではないですかということの制度上の問題の御指摘がございました。その年度、その年度、各年度、各年度の収支相償で黒字はいけませんよという制度がもともとだったのですけれども、過去の欠損金に充ててしまうという形になってしまうと根底が崩れるということがありまして、再度、財務省のほうに問い合わせたところ、今、お話にあったように、もしやるならば、法律を変えるのが筋ではないですか。これは全くもってそのとおりなのですけれども、今、非常に悪い時期にそういう行動を起こすのが本当にいいのかなとも思いましたので、意見は非常に割れているところなのですけれども、今の状況を総合的に考慮した中で、皆さんの御意見をまとめていかなければならないと思っております。

それでは、きょうは金子参与から御意見をちょっと伺いたいと思います。

○金子参与 個人的には別に「●」ではなくて「○」ということで、前回もそのような御発言をさせていただいたのですけれども、以前からもいろいろお話を伺っていましたし、前回、皆さんが発言されるので、もしかしてという淡い希望を抱いて「○」をさらに言ったけれども、やはりそれは認められないとすれば、この委員会でこの件について時間をかけるよりも、もっと別の、解決できる可能性があるところによりリソースを割いたほうがいいのではないかとということで、やむを得ず「●」にした次第でございます。

○高山座長 では、上倉参与からどうでしょうか。

○上倉参与 現行の法令上、ちょっと難しいということは理解できます。

○高山座長 心情は「○」ですけれどもね。

○上倉参与 そうですね。一応、理由はここに書きましたけれども、法人の中長期的な存続問題ですとか、特定費用準備資金の繰り入れが費用として認められることの裏返しというのでしょうか、そういったところも考慮されていいのではなかろうかというようにところでございます。

○高山座長 では、長参与から御意見を何か。

○長参与 私も制度的にはちょっと難しいということは承知しておりますけれども、やはり法人の存続を考えると、長期的に正味財産が毀損していく。毀損したままというのはかなりまずいことではないかと思えます。基本的には、やはり制度的に手当てをしていただ

きたいという思いです。

○高山座長 中田参与から。

○中田参与 長参与と全く同じです。

今の状況ですと、収益事業をやっていない限りは、本当に倒産間近になってしまう公益法人が多くなってしまわないかと思っておりますので、そうなる前に、本当は制度的な手当が必要かなと思っております。

○高山座長 梶川参与から何か御意見は。

○梶川参与 皆さんの言われた部分と重複します。現場感覚では非常に望まれることだと思うのですが、制度上、難しい点があるということ。

確かに、公益法人のあり方で考えた場合に、普通の一般事業会社と違って、収入される金額、財源に基づいて公益的事業を行うという、収支の順番が少し。初めに入りがあって支出があるという、それを計画的に行っていくということで考えると、制度たてつけをどうしても直せというほどの論拠になるかどうかはちょっと難しいところがあるかなという思いもあります。あと、財務省という壁があるということですので、その両方で、まあ仕方がないのかなという気はいたします。

○高山座長 小森委員から何か御意見は。

○小森委員 特にないのですが、結局、制度の前提にかかわる根本問題を理念で押し切れるかというところ、何ともいうところなのです。

あと、ほかの問題でも関連するのですが、例えば、今、社福の会計基準を検討しているところで、ここの議論というのはすごく影響が大きいということもあって、一言で言えば慎重にというスタンスなのです。非常にインパクトが大きく出てくる可能性があるため、慎重にというスタンスではあるのです。

○高山座長 ありがとうございます。

皆さん、現実的な状況というのはよくわかっていただいたと私は理解いたしました。問題は、このような収支相償の厳しい状況は確かにあるのですが、実は内閣府の場合の運用の中では、法人会計の黒をある程度認めているということで、かなり弾力的にされております。ただ問題は、実は内閣府と都道府県の取り扱いに少し温度差があるところがありますので、法人会計の黒のほうをどの辺まで認められるかというのをある程度出してあげれば、こちらのほうは随分カバーされるのかなとは思っているのですが、それもなかなか難しい。書けない部分だと思うのです。ただ、ちまたのお話を聞くと、都道府県は厳しすぎる。ある県はもっと厳しくて、内閣府はある程度弾力的に運用してくれているところの不公平感というのを聞いておりますので、本当は何とかしたいなと思っております。

○高野事務局長 今、ちょうどシーズンになっておりまして、全国を7つのブロックに分けてまして、合議制の機関の委員、全員は必ずしも出ませんが、委員長など各県2、3人の委員、それから、こちらからも2人ないしは3人ぐらいの内閣府の委員が出向きまして、

毎年会議をやっています。先日、関東ブロックの会議には、委員のほか次長も行ってもらいました。そういう場面で、全部のブロック会議で話題になるかどうかですが、一部、法人会計の黒字ないしは全体のファイナンスについてどう考えたらいいのかということに関する議論を少ししたいと都道府県の委員から出ている場面もありますので、そういったところを通じて、内閣府ではこういう物の考え方とか姿勢でやっている。要するに、こちらの黒字もだめ、こちらの黒字もだめ、法人全体のファイナンスをどうするのかと思うから、運用は厳しくやっつけてしまっているのですが、やはり疑問に思う部分があるから、どうしたらいいでしょうねと出てきますので、そういう場面では、ある種、内閣府ではこうやっていますということも含めて現実的な対応をしませんと公益活動がしぼんでいくだけなので、制度の前提からいうと、もう少し柔軟性を持って対応することが可能なのではないかということを通して伝える努力をしております。

それから、この研究会でどのようにまとめるかによりますが、まとめたものの中でうまく整理ができれば、そういったことについてもう少し踏まえた実務上の判断を研究会のレポートがまとまった後に呼びかけていくことは可能だと思っています。

それから、そもそもの話になりますが、要するに結果的に黒字が生じてしまった場合に、どのようにそれを処理していくのかということです。事業の拡大、特費、資産取得、いずれにしても将来に向かって何らかの公益活動が立ち行くような方向で処理をしていくということは、法律の制度上、可能だと思いますが、多分、法人の実務上の感覚からいうと、過去に減ってしまったものについて埋め合わせるのは、それよりももっと合理性のあることではないだけ実務実感があるのだと思います。認定法のたてつけ上、公益目的事業を実施していくに当たって黒字にならないように見込まれることとか、将来に向かっての法律の仕組みになっているものですから、実感はちょっと置いていただくしかないので、過去のを回復するのだから当然いいではないかというお気持ちは別として、現時点で減ってしまった状態がベースになってしまっているのは間違いないので、それを将来に向かっての説明と整理の中でやっていただくことで、結果として基本財産等の回復になり得るということだろうと思います。全ての場合に対応できるかどうかはともかく、将来に向かって今の黒字をどう公益目的の活動に投資していただくようにできるかということで整理していただくと、発想さえ変えれば大分いろいろなことに対応ができるのかなと思いますので、その点の理解を求めていくようなことも重要なことと思っています。

○高山座長 ありがとうございます。

その辺をしっかりと情報発信して、皆さんの不安を少しでも取り除いていくような形でできればと思っております。

宿題2については、皆さんの心情はよくわかりますし、私もその心情を。事務局長もそうおっしゃったのですけれども。ただ、法律のたてつけ上、ここはちょっと皆さん我慢をして、今、時期も非常に悪いので、ここについては、このまま過去の繰り越し欠損については充てないという結論にしたいと思います。

その裏腹なのですけれども、宿題3につまましてちょっと検討していきたいと思しますので、事務局からよろしく願いいたします。

○松前課長補佐 ページをめくっていただきまして4ページ目でございます。宿題3は、前回「剰余金解消を個別の事情で説明する場合」の中で、公益目的保有財産を過去に取り崩した場合について、それを補充できるかということでございます。これにつきましては、参与の先生方からいただきました御意見によりますと、全ての先生方から、剰余金を公益目的保有財産に充当することはチェックポイントを満たせば認めるということで一致の御意見をいただいたところでございます。

それによりますと、一番右の「検討の内容」のところでございますけれども、そのチェックポイントを踏まえたFAQなども考えられます。今、局長からも説明がありましたが、これにつきましては、過去の赤字補填との違いをどのように説明したらいいかというところがやや疑問でございます。公益目的保有財産を取り崩して利用する場合というのは、長先生のコメントにもございますけれども、公益目的事業の中で赤字が発生した場合にやむを得ず取り崩すというのが現実的でございます。そういったことも踏まえると、今、宿題2の過去の赤字補填との違いをどのように考えたらいいかということでございます。

また、局長からの意見でございますけれども、認定法のつくりからいきますと、剰余金の説明としては、将来に向けて何らかの形で解消していくことを認めてはおりますけれども、過去の何かに充てることは前の結論でも認められてございませぬので、そういう点をもう一度御議論いただければと思います。

以上でございます。

○高山座長 今、事務局から説明がありましたように、ポイントは、長参与のコメントを見ていただくと、実はこれが全てだと思うのです。先ほどの宿題2が認められる場合にはこの議論は不要になります。なぜかという、過去の赤字は、結局、公益目的保有財産の減少ですから、それが認められるのならば、それは不要であるということになります。

これを認めないときに初めて出てくる議論なのですが、注意しなければいけないのは、宿題2と宿題3の違いをしっかりと説明し切れるかどうかということなんです。場合によっては、宿題2と同じになってしまうかどうかというのがあります。実は、事務局から財務省に問い合わせている中では、これはするっと通ってしまっているのです。今のところ、ここについて指摘がない部分がございます。ただ、それが宿題2と宿題3の裏腹関係まで読み込んだ中での話なのか、指摘がなかったのかどうかちょっと読めない部分がありまして、ここはすごく慎重に扱わないと、後で気づいたときに、結局、宿題2の脱法的に捉えられてしまうと、これは非常に禍根を残すところでございますので、果たして説明できるかどうか。説明できて初めて出てくるチェックポイントの話なのですけれども、その辺もあわせて御議論をしていただかないといけないと思います。今のところ、皆さん、するっと賛成となったのですが、宿題2はだめだと。いわゆる過去の赤字はだめだと。その現象として資産が減っていますから、その現象としての資産が減った部分の埋めはいいよと

いうのはちょっと論理矛盾になると思うのです。ですから、ここがうまくできるかどうかということ。これがオーケーになると、もう一度その状況を財務省に問い合わせなければいけないという大きな仕事が残ってしまいますので、そこもあわせて皆さんの御意見を伺いたいと思うのです。

では、上倉参与から、いかがでしょうか。

○上倉参与 そうですね。特段認められない場合を想定したときには、こういうチェックポイントが必要で、こういうチェックポイントの内容で問題ないのではないかとは思いますが。

○高山座長 金子参与から。

○金子参与 これを考えたときに、最初のところで1、2、3、4とあるのですが、本当に、宿題2との関連で、これだけでいいのかなというのが最初の疑問でした。恥ずかしながら、これ以外にどういう基準をつければ宿題2と3との関連がうまく説明できるかということがわからなかったのも、意見としては1つ目のことに限らせていただいたということで、本当にこの1から4だけで大丈夫かなというのはすごくあるのです。ただ、具体的に、あとどういう要件をつけることでいいかというのが、今、ちょっとわかりかねる状況です。

○高山座長 では、長参与、いかがですか。

○長参与 難しいですね。結局、公益目的保有財産の回復。同じ名目で同じ目的で回復すると赤字補填になってしまうので、それとは別に、名目を変えなければいけないということですね。

○高山座長 そうですね。

○長参与 名目を変えて、なおかつ同じような効果を得るということにしないといけない。

○高山座長 そうなのです。本当はそこだと思うのです。

○長参与 取り崩すときは、もともと不可避だったものかどうかは問題ではなくなりますね。今後積むのに当たって必要なかどうかのほうはむしろ問題になっていくのかなと。名目を変えて、本当にそれで必要なのでしょうかということのほうは重点になるのでしょうか。埋められるのだったら、不可避だったものは戻せばいいということになりますけれども、それはいけないということですから、ちょっと思考を変えて、チェックポイントも未来に向かってというか将来に向かってということを経験しないと、赤字補填と同じになってしまうということでしょう。

ただ、心情的には赤字補填でいいと思うのですけれども、それはだめだということですから、新たなものをやるのだというふうに。

○高山座長 まさにそこなのだと思います。

中田参与、いかがですか。

○中田参与 この課題の立て方というのがそういう深い意味があるということを読み取れなかったのも、そういう意図として読み取ると、現実問題、例えば1期目にすごく赤字が

生じて、事業をやるのに事欠くような状況で、公益目的保有財産を取り崩さざるを得ないような状況があって、翌年に、事業収入かどうか、寄附があるかどうか知りませんが、回復して剰余が生ずるというケースは間々あり得る。事業収入ではないので、寄附とか運用益とかというのはそのときの状況によって変わってしまうので、あり得ることだと思うのです。それがだめと言われてしまうと一体どうしたらいいのという感じになってしまう。例えば、そういう事態に陥ったとすれば、前の期に、別に恣意的ではなく、やむを得なく取り崩したにもかかわらず、復元できないというのは、なぜできないのかという感じにならざるを得ないのかなど。過去の損失補填に結果的になってしまうからと言われても、過去を取り崩したのは不可避だったのだしということになると、不可避な原因があったとしたら、もとの戻すのは当たり前ではないのかという感じで、そういう考えでいったら、例外的に認めるというような感じになるのですか。そういうときは認めざるを得ないのかなと思うのです。

ちょっと御質問です。チェックポイントを付して認めるという方向で私は賛成なのですが、この中で「運用益が事業の財源として、合理的に説明できるものであるか（費用と運用益のバランスが適当か）」とあるのです。例えば 1,000 万赤字で、翌年余りましたから 1,000 万積み増すと。それは元本ですね。収支相償にはこの元本の繰り入れ自体が考慮される、取り崩し積み立てが考慮されるわけですが、このチェックポイントで言っているのは運用益の問題です。

その運用益というのは、今、そんなに発生しませんから、すごく微々たるもの。例えば 1,000 万だったら、1%でも 10 万円とか、そういう微々たるものですが、それと費用を充てる関係のバランスが適当かということに関して、例えば、取り崩してしまったので、運用益を出す資産としてずっと公益目的保有財産にしていたわけですが、その運用益を回復するためという理由でこのチェックポイントがクリアできるのかどうか。そのイメージがちょっと湧かなかった。もしそうだとすれば、もとの戻すのだということでクリアできるかもしれないけれども、そもそもこういう運用益のバランスがどうのというチェックポイントがあることで不可能だと考える場合もあるわけですが。そんなに大した運用益が出ないのに事業の拡大に充てるとかはちょっと無理だし、不可能だというような議論もあるわけで、それはどのようなことでバランスがとれたというように解釈していただけるのかどうかということです。このチェックポイントを設けるのはいいですけれども、クリアできないチェックポイントをやっても、要するに、やっごらん、できないだろうと言っているような感じなので、どういう場合にクリアできると考えられるのかというところをちょっと教えていただきたいと思ったのです。

○高山座長 事務局からいいですか。

○松前課長補佐 これは、一応、宿題 1 にも入ってございますけれども、今、保有財産としてどれぐらいの水準で資産を持てば、それから発生する運用益と、それを使う費用とのバランスがとれるかということの説明していただきたいということなので、この年度です

ぐにということではなくて、それも踏まえて全体の規模としてどういうところまでを考えているかということだと思います。

運用益が原因で剰余金が出ているような法人さんであれば、それをただ積んだだけでは、先生がおっしゃるとおり、そんな大した規模の運用益が出ないことは明らかでございます。すぐにそれだけで回復するということはできないかと思うので、今後、事業を拡大することにどれだけの費用が必要だから、これだけの元本が必要ですよ、それまでは保有財産を取得していきますよとか、そういったことのバランスをとってくださいという意味でございます。

○中田参与 長期間にわたってもいいということですか。

○松前課長補佐 長期がどこまでというのが。今、現実的にも運用の中で一つ一つ検討しているところでございますので、どこの年数がいいのかというのもわからないところでございます。

○中田参与 確かに、公益目的保有財産ですから、元本を取り崩さず運用益だけでやる財産なので、そこがちょっとネックなのですが、そうすると、運用益のことを言わざるを得ないのです。運用益だと余りに小さ過ぎて、事業拡大の費用などに充てても、バランスなどは全然とれないよという議論になってしまわないかということです。その辺がちょっと心配です。例えば、運用益にすれば、長期的に助成金に使っていくという説明で事足りるのかどうなのかということです。

○松前課長補佐 ふやした分だけと考えると、事業費用もその分ふえるということであればそうかもしれないですけれども、全体として考えるということなのかなと思っています。一つ一つの運用益だと、確かに小さいことだと思います。

○中田参与 そうですね。その辺のイメージが湧かなかったので、このチェックポイントはもうちょっと具体的にしてください。

○高山座長 よくも悪くもどちらにも使えますね。

○中田参与 そうです。

○高山座長 運用益は小さいから、ふえても、もっともっとふやしてもいいでしょうと言えますし、先ほど言ったように、こんな程度ではだめだということです。これは運用の中で。

○中田参与 そうです。そうなのですけれども、だめとなってしまうと、チェックポイントにこれが入っていることで、結局は全部だめということに。

○高山座長 それを知っていけば、いいとなってしまうと何でもいいということになってしまいますから、チェックポイントとしていいのかなというのが今のお話を聞いています。

○中田参与 このような形だったら納得できる理由だみたいなチェックポイントを挙げないとちょっと難しいのかなと思う。イメージとして私はわからなかったもので、お聞きしました。

基本的には、何かしらのチェックポイントを付して認めるという方向で私は賛成です。

そういうことは十分考えられるので。

○高山座長 長参与がおっしゃったように、別の目的で積むというのではなくて、真正面から減った部分について積むのはいいでしょうということに。

○中田参与 過去の赤字を取り込むために意図的にやっているのならともかく、公益目的保有財産が欠けるといえるのは、そもそもずっと維持していくはずだったものが欠けざるを得なくなったのは本当にやむを得ない場合なわけです。それを回復するのは当然のことという考え方ではないかと思います。

○高山座長 難しいのは、法人会計もありますね。例えば、法人会計はたくさん財産があって、優先順位からすると、まず法人会計から公益に入れるのが優先だと思うので、これは非常に難しい部分なのかなとは思っています。実はチェックポイントだけではだめな部分がたくさんあって、その裏に、その他か何か入れておかないと、いろいろな事情があって脱法に使われやすいような気がしているのです。

梶川参与から何か。

○梶川参与 私も2の理屈を将来に向けてという整理で部分的に整理した場合に、先ほどから話題のように、2と3をどう区別するかというのは非常に困難だとは思っています。取り崩しが不可避というよりは、今後の事業運営上どうしてもという不可欠な話かということにはなるのですが、そういうことが組織内部的なガバナンスでオーケーなのかどうかというのがすごく気になる。むしろ、先ほど長先生が言われた、趣旨は違わないのかもしれませんが積み立てに関しては、外部資金拠出者が明らかに意図しているみたいな部分、今後の組織運営上、外部からその目的でというような財源措置が行われたときに限って、可能性として私の理屈の中ではあり得るのかなと。

○高山座長 だから、寄附収入があって、これがプラスになっていて、この寄附収入を不可欠な部分に充ててくださいと。

○梶川参与 外部がそういう意図を持って、現在の組織運営上は、今後の事業運営上、スムーズにいかないでしょうから、そこの部分を補填してほしいと。明確な指定寄附みたいなものとか、そういう話でストックを回復するみたいなことであれば、何となくフローとストックの関係で見出せるのかなと。ただ、フローの中で前のものを埋めるみたいな形を組織内のガバナンスでやるという話は、2の話と全く同じになってしまうので、私の中ではどうにもうまくつかないのですが、あえてその違いを無理やり何か考えていった場合。

○高山座長 指定寄附で剰余にならないけれども、緩やかな指定でぽんと。本当は指定で入れればいいのだけれども。

○梶川参与 指定寄附はそもそもあれなのですけれども。

○高山座長 そうですね。収入にはならないですね。

○梶川参与 その辺、何か。

○高野事務局長 これ、3のチェックポイントが1のチェックポイントより結果として緩くなることを意図している。そうすると、1と3を分ける実益は何になるのか。つまり、

過去に取り崩したものを回復するのは当然だということならば、回復するのがより容易に認められるものでないと、3のチェックポイントを別建てする理屈はほとんど無意味になる。1で将来に向かっての説明が成り立てば、その範囲で可能だというのなら、それで済む。過去のものだから当然回復し得るといえるならば、1よりは多分容易に認めるものでないと、3を別に立てる意味がないように思ったのです。

○松前課長補佐 当然に回復するかどうかというのは1つの御意見でございます。

○高野事務局長 でも、そこは最初のところだけで、後は結局、バランスだとか。

○松前課長補佐 はい。取り崩した場合に、取り崩して事業を既に実施しているので、その規模でもう動いているわけですので、必ずそれが回復が不可避と考えるかどうかというのは、また御意見が分かれるところだと。

○高野事務局長 しかし、それなりに不可避だから取り崩したのですよね。判断のミスはありますけれども。

○高山座長 そうです。

○高野事務局長 それを後から、あれが不可避だったかどうかを議論して、ここで積み増しとか回復を認めるか認めないかの議論をしても詮ないものがあるって、それなら、1のほうで正面から説明してみてくださいかと言って、なるほど、それなりに筋が通っていますねなら、それで済ませればよいような気もするのです。

○高山座長 そうですね。

3は、先ほど言ったように、2の脱法につながる可能性がすごくあって、私、座長としては、これを認めると後々禍根を残すのではないかと考えています。できれば、これについては、実は宿題1の部分というのは、将来に向かって剰余というのを使っていくという説明ですから、先ほどの将来性というのが出てきます。1が認められたら、3は極めて小さくなってきて、本当に残ったのは2とほとんど同じになってきてしまうのです。2と3はほとんど同じになってきてしまう。2をなくさなければいけないというのは財務省から強く言われていますし、我々も、もともとの法制度上、過去はもうしようがないでしょう、減ってしまったのだからという部分をやはり出していくしかない。先ほど言ったように、プラスになっている部分はもしかしたら収益事業にもあるし、法人会計にもあって、公益事業がマイナスという状態まで認めるかとかいうので、ケース・バイ・ケースが非常に難しい。できれば、将来、将来というほうでいきたいのですけれども、小森委員、いかがでしょうか。

○小森委員 大賛成というか、バックボーンの理屈は全部の局面で通したほうがよろしいと思います。

○高山座長 ということで、独断の部分で申しわけないのですけれども、3は非常に危険なおいがして、今、多分気づいていないだけだと私は思っていますので、これについては今回バツ、いわゆる「●」ということにさせていただいて、建設的に1について、宿題1で多分ほとんどがカバーできるはずですので、宿題1のほうをやりたいと思います。

では、事務局、よろしく申し上げます。

○松前課長補佐 そうしましたら、大きい資料の2枚目に戻っていただければと思います。

宿題1でございますけれども、「収支相償の剰余金解消を翌年度の事業拡大等で説明する場合の課題」といたしまして、公益目的保有財産の積み増しを認めるかということでございました。この点につきましては、先生方皆さん賛成でございました。このとき、前回お出ししたチェックポイントで問題ないということで御意見をいただいております。

その結果、事務局としましては、チェックポイントを踏まえて、別紙3のところを取りまとめをしているところでございます。A4の資料1の別紙3でございます。

どのような形で公表するかということも、一応、FAQではどうかという形で御提案ということでございます。「収支相償の剰余金の解消を翌年度の事業拡大等で説明する場合に、公益目的保有財産の取得として、金融資産の取得は認められますか。また、この場合に留意すべき事項はありますか」ということでつくらせていただいております。

これについては、回答の中に前回御議論いただいた文章を入れておまして、金融資産の運用益を中心に事業を行っている財団法人については、公益目的保有財産を金融資産として取得することが事業拡大を図るために必要な措置であるということと、そうはいつても、公益目的保有財産の積み増しに伴って事業拡大が適切になされなければ、内部留保を無制限に積み増していく結果になるおそれもあるという両方の前回の御議論を入れまして、最後に、そこで「例えば以下の内容を確認することにより、金融資産を取得することの必要性和合理性について確認することとなります」という形で、前回御議論いただいたチェックポイントの①、②、③、④ということで書かせていただいております。

④では、その他という形にさせていただきます、「その他、事業の財源として、寄附金を募集するのではなく、剰余金を用いることについても合理的な理由があること等」ということで、その他ほかにも何かある場合にはここで説明をしていただくということでFAQを作成させていただきました。

宿題1は以上でございます。

○高山座長 宿題1につきましては、前回もかなり詳しく議論しておりますし、今の皆さんの御意見も、将来に無制限に認めるのはよくないので、チェックポイントでもってしっかりと見ていきたいと思いますということですが、今の①、②、③、④で、特に④でバスケット条項が入っているのですけれども、こういう規定ぶりでもいいかどうかについて、これまた上倉参与のほうから何か補足して御意見があれば。とりあえずはいいですか。

○上倉参与 そうですね。とりあえず今は思いつかないです。

○高山座長 では、金子参与から何か補足的に。

○金子参与 とりあえず今の時点では思いつかないです。

○高山座長 長参与、いかがですか。

○長参与 特にないです。金融資産を取得することが認められるという方向ですので、公益目的保有財産を一部取り崩して使ったといっても、それが回復できるということにつな

がっても別に構わないわけですね。将来に向かってこれが必要なのだと。積み増すことが必要なのだと。

○高山座長 違う事業ですけれども。拡大する事業ですけれども。

○長参与 そうです。積み増すことが必要なのだというきちんとした根拠があればいいということですね。非常にいいと思います。法人にとっては非常にありがたいと思います。

○高山座長 中田参与。

○中田参与 今のお話の宿題3と宿題1の違いというのがちょっとわからないのです。違う事業でないといけないということですか。

○高山座長 基本的には、違う事業というか、事業拡大ですから、過去の補填ではないということですから。

○中田参与 過去の補填ではないですけれども、宿題3も別に過去の補填ではなく、たまたまこうなったということですね。

○高山座長 そうですね。だから、宿題1があって、これが将来拡大で、宿題3とかぶるところがあって、残った部分が。

○中田参与 要は、宿題3は取り崩したものを回復するということですね。

○高山座長 そうです。

○中田参与 それに限られるということですね。

○高山座長 そうですね。

○中田参与 自動的に回復はできないということですね。

○高山座長 はい。

○中田参与 そういう論点ならわかりますけれども、これは、例えば取り崩したとしても、金融資産の取得は認められるということですね。将来の事業拡大に使うのであれば。

○高山座長 翌年の事業拡大に。だから、過去ではないよということをしっかりと守ってもらうということで。先ほど言いましたように、将来に使うということで今回は収支相償がかなり緩やかになっているので、ここは絶対崩してはいけない部分だと思います。宿題1は、将来、将来というところを前面に出している。

○中田参与 宿題3の文章とかを見るとそのようには読めない。そういうのもみんな包含しているのかなと思うから、問題の切り分け方。だから、FAQをつくるときは、その辺をちょっと考慮しなければいけないかもしれない。もしくはつukらないか。

○高山座長 FAQでは多分、2とか3はつukらないのでしょう。

○松前課長補佐 2と3はつukらない。

○高山座長 つukらないのですよね。つukると、むしろ誤解を招くので、一応全面的に出して、こちらで解消してもらうということを約束して。

○高野事務局長 もしつukるとすれば、法人のほうで、近年取り崩したのだけれども、その回復ということではだめなのですかというのがしょっちゅう聞かれるとすれば、多分、本体のFAQの更問いみたいなもので、それも、結局、過去にそういう事象が仮にあったと

しても、将来に向かってどういう合理性があるのかを説明してください。

○高山座長 それで、1になりますね。

○高野事務局長 そうです。1に吸収する形で。ただ、よく聞かれる聞かれ方がそういうことであるなら、それも将来に向かっての計画として合理的に説明してくださいとやっておくと、やりとりがかみ合うかなという気はします。

○高山座長 ちょっとFAQで工夫をしていただくという形。

○中田参与 今の宿題1のほうのFAQはちょっと別なのですけれども、答えの1のところはガイドラインだと思うのですが、最後のところに「翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失とすることが必要となります」とありますね。この「等」というのは何なのですか。以下はみんな「事業拡大」と書いてあるのですけれども、その方針はこう思うのです。余ったら事業拡大に使えと言うけれども、変更認定としまして今の事業ではない別の事業をやらなければいけないのかということまで思うのです。そんなの無理よという話になってしまうのですが、多分、この事業拡大の中には、もうちょっと広く、例えば助成金事業をもうちょっと拡大するとか、そういうことも含まれているように思うのです。最初に「等」と出ているのに、急に「等」が消えて、「拡大」「拡大」と言われるものだから、そういう新しい事業をやらなければいけないのかな、自分はそんな事業をやりたくもないのに、収支相償だからといって無駄な事業をどんどんやらせられる、そういう意識につながってきってしまうのです。

確かに、この「等」というのはガイドラインにあるのですけれども、「等」の説明はない。拡大ではなくて維持に使いたいのだというのがあって、この「拡大等」の「等」には維持が入るのかとか、そういう議論になるのか。その「等」についてどこかで説明していただきたい。

それから、チェックポイントをつけて認めるという方向で私も賛成なのですけれども、そのチェックポイントの中で、先ほども申し上げたように、運用益と費用がバランスのとれるものであるかどうかなのですが、どう考えてもバランスをとれないでしょうという話なのです。公益目的保有財産ですから、運用益しか問題にならないわけで、例えば1,000万剰余がありました、それを積み上げますというと、1%で10万円入ります。では、翌年度助成金を10万円をふやします、そういうことなのかという話です。例えば、翌年度だけではなくて、運用益はずっと発生しますから、ずっと10万円ずつ助成金を加算するのか、そういう話なのです。どこまで行けば、このポイントをクリアできるのかというのがちょっと見えない。どういう事例だったら、将来のバランスがとれたと見なしてもらえるのか。要するに、こういうことをやれば積み立ててもいいのだなというところが明確になるようなチェックポイントにしたいというのを考えたいと思います。今のこれだと全然わからない。だから、使えない。

もう一つ、最後のチェックポイントですが、「財源として、寄附金を募集するのではなく」というのがついていますが、これが入ると、結局、事業拡大というのは最初に寄附

金を集めなければいけないのかという感じです。なぜここで「寄附金を募集するのではなく」が入らなければいけないのかというと、多分、意識としては、どうしても剰余金を使う必要がありますかというところを確保したいのだと思うのです。それだったら、「寄附金を募集するのではなく」をとって「財源として剰余金を用いることの合理的な理由はあるか」だけでも十分なのではないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

以上です。

○高山座長 釘を刺したのでしょうか。

○中田参与 そう。そうすると、逆なのです。寄附金を募集しないと事業をやってはいけないのかみたいなことになってしまうので。

○高山座長 御意見わかりました。

小森委員から何か。

○小森委員 特にありません。今おっしゃられた、言葉というのは難しいなと思いました。

○高山座長 梶川参与、もし何かあれば。

○梶川参与 私もないです。ただ、現場感覚が弱いせいか、「運用する金融資産」の具体的な意味合いというか。それがもともとの事業計画に入っている話なのか、その辺のところがよく。今言ったような1,000万で10万という話が「運用する金融資産」と言うのかどうか。それは利息がつくでしようみたいな話なので、その辺のところをどのように考えたらいいか。それだけは何か整理がつくように書いていただいたほうがいいかなという気はします。50億もできたみたいだとすごくよくわかるのです。そもそもどういう組織運営構造になっているかということに関連するほどの金融資産というのだとすごくわかるのですけれども、普通、フローでやっている事業の中で、それにちょっとおまけをつけるために運用資産と言われても、どうしたらいいのかみたいな感じがないではない。そこだけ済みません。現場にお詳しい皆さんの中で合意をとっていただければと。

○横山事務局長 ちょっとよろしいですか。

○高山座長 はい。

○横山事務局長 中田参与から出ました最初の1の「翌年度に事業の拡大等」の「等」がありますが、これは拡大するのではなくて、事業を同程度で維持するのですけれども、費用を安くしますと。そういうことで損失を出す、それが「等」という意味であります。

それから、④の「寄附金を募集するのではなく」というのは財務省から出た意見で、そうやった剰余金によって埋めるのではなくて、もっと寄附金制度を使ってほしいと。せっかく寄附金の制度を使ったのに、法人のほうで努力が足りなくて寄附金が全然集まっていないのではないか、そういう問題意識ですね。

○松前課長補佐 そうです。せっかく制度をつくったのに。

○高山座長 これだけ認めた税制なのという。

○長参与 寄附金優先ということですか。

○中田参与 でも、それは、はっきり言って、このチェックポイントで書くことではな

いですよ。法人だって一生懸命やっているわけです。

○高山座長 そういうところで出たと。

実際、経営資産、安全資産でやれば、収益、運用益はほとんど上がってこないです。国債も1.何パーセントとかですから。本当にこれに見合う金融資産といたら、危ない資産を買わないと、拡大する費用に対応するような金融資産にならない仕組み債を下手すると推奨するような形も出てきてしまう。それは、公益法人のもともと持っている性格上、どうなのかなと考えると、確かに運用益というのは微々たるものですから、先ほど言ったように、運用益が少ないからこそ、いいよ、どんどん入れられるよとなってしまいます。それはそれで困る。これは使い方が非常に難しいところですので、工夫ができないか。

○長参与 現状の基準水準を考えると確かにそうなのですけれども、もうちょっと長期的にとか、永続的にこの制度をどうするかということを見ると、金利の運用益でも十分やっていた時代も当然あるでしょうから、そういうものも含めてこの制度を考えていただきたいと思うのです。今はだめだよということではない。今だからだめよではなくて。

○高山座長 どうぞ。

○金子参与 一度その金融資産を持ったら、将来、6%、7%上がったときには、当然それは法人からきちんと手当してもらおうということで、単にここ数年の低金利の間だけを見るのではなくて、1回金融資産を積み増したら、それは持っている限りは永続的にされるというようなイメージになろうかと思います。

○高山座長 そうですね。でも、低金利が20年続きましたからね。これからよくなるかもしれない。確かに、目先だけの話ではないですね。

これは、運用する側の心づもりとして、これではじくと考えるのですか。

○松前課長補佐 簡単に考えてしまうと、要は、余ったらすぐ1号に持っておけばいいというのをどうやって。

○高山座長 安易な。

○松前課長補佐 例えば、もともと金融資産がないような法人さんがいきなりそれをちょっと剰余金が出てしまったから積むといっても、やはりそれはいいのかなと思いますし、そこをどうやって振り分けるかというのを考えたときに、こういった表現しかないかなということになったのです。余り詳しく書いてしまっても、本当は積み増してもいいような法人さんが救われなかったりしてもいけないので、こういった書き方にしています。

○高山座長 金融資産ですから、本当は、順番としては特定費用準備資金でしっかりと使っていただくというのが筋ですから、それを金融資産にしているのも、やはりかなり厳しくしていかないとこれに流れてしまいますね。

○中田参与 そのことをもうちょっと書いていただきたいのです。特定費用準備資金で、将来の損失補填、予測できる損失の補填ができるということを知らないというか、そういう法人が結構いるのです。やればできますよということもちゃんと書いていただいて、それでやれば、これでどうしても公益目的保有財産の1号の取得にしなければいけないケー

スは相当減るわけではないですか。だから、そのような書き方をしていただけたらいいなと私は思うのです。

○高山座長 本当は特定費用準備資金をしっかりと内部で機関決定していただいて、それが面倒くさいからこちらへ持ってこられたらたまらないです。

○中田参与 つまり、合理的な積み立てができないということなのでしょうけれども、しようと思えばできると思うのです。

○高山座長 どうしましょう。この③は変えなければだめですか。

○中田参与 だから、これも運用の問題だと思う。これはチェックポイントですよ。

○高山座長 チェックポイントの③です。

○中田参与 恐れるものはこういうことなのです。例えば1,000万で10万円の利息しかつきません。それで1,000万を積み立てますと。収支相償はなったけれども、その運用益と費用のバランスがとれないではないかという問題なのです。例えば10万なのだけれども、何年間か積み立てをすれば、将来的に助成金をふやしますとか、そういうざっくりとしたことが言えればいいのか。それとも、10万しか出ないでしょう、だめですよと言ってしまうのか。その辺の差なのです。その辺がどういうところで認めるのかという運用。その辺はもう個々の運用になると思うのですけれども、どういうところだったら認めるというような、こんな感じなのだということがわかるようなチェックポイントにさせていただかないと、使える制度になるのかならないのかわからなくなってしまいうような気がするのです、その辺の表現をちょっと。

○高山座長 そうそう使ってほしくないのです。

○中田参与 そうですね。でも、全部はじいてもよくないので。

○高山座長 そうですね。必要性があるので。

○中田参与 そう。だから、どういう場合は認めるのかということです。こういう場合なら認めるというのが何かあれば。

○高山座長 何か案がありますか。

○中田参与 いや、ちょっとないですね。今すぐには思いつかないですね。

○高山座長 多分、事務局もない中で一生懸命考えたところだと思うのです。

○中田参与 そうですね。

○高山座長 とりあえずこれでいって、運用が厳し過ぎるとかいう話になると、その後またチェックポイントの見直しというのはいかがでしょうか。これだとひとり歩きしてしまいますか。

先ほど言ったように、特費が基本だよというのをもうちょっと前面に出しながら、こちらに安易に持っていかないような書きぶりをして、チェックポイントを、先ほど言ったそういうグレーな部分をもう少しきれいにしてという形をお願いしたいのです。

○横山事務局次長 はい。

○高山座長 よろしく申し上げます。

○横山事務局次長 承知しました。

○高山座長 では、大きな大きな山の1、2、3が終わったところで、宿題4以降です。事務局、よろしくお願ひします。

○松前課長補佐 先生、最初に戻ったほうがよろしいですか。

○高山座長 はい、最初に戻っていきましょう。

○松前課長補佐 そうしましたら、A3の紙の1枚目でございます。それと、A4のほうは別紙1でございます。これは宿題ではなかったのですけれども、先生方から御意見をまたいただいておりますので、それを踏まえて、最終報告案という形でつくらせていただいております。

資料1でございますが、「貸借対照表内訳表について」ということで、前回御議論をいただいていたところでございます。その中で話がありましたけれども、中田先生からも、前回の資料のような理由づけは余り好ましくないという御意見もいただきましたので、それを踏まえて、最終報告案では、こういう意見もあるし、こういう意見もあるという形で並列させていただくような書き方とさせていただきます。

別紙1でございますけれども、貸借対照表の内訳表について、公益認定等ガイドライン上、収益事業等から生じた利益のうち50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人は、貸借対諸表内訳表において会計を3つの区分に表示することとなっております。研究会では、認定法に基づく繰り入れが行われているか否かを判断する意味のものであるけれども、法人にとって事務負担が多い様式が必要なのかというような意見がございました。

また、そのほか、この問題を、小規模法人に限らず公益法人一般に関係する問題として捉えて検討を続けてきた。貸借対照表内訳表については、収益事業等の利益が繰り入れられたことを資産の面から裏づけるもので、いわば確認的な資料として作成を求めているものではないか。そうであるならば、収益事業を実施している法人において法人税法作成が義務づけられている貸借対照表の区分経理表で代替できるのではないかと意見がある一方、複式簿記の考え方からすれば、正しく算定されているか否かは貸借対照表内訳表の金額と合わせて確認するべきではないかとの意見等があったという形で、検討状況を書かせていただきました。

また、社会福祉法人等、他の非営利法人にも順次導入されているとの事実がある。それも現状の状況として入れさせていただきます。

「以上を踏まえると」という形でここは「……」とさせていただきますけれども、再度確認という意味で、次年度にまたこの課題を検討課題とするのかということを確認していただくという意味で、こういった最終報告案にしております。

以上でございます。

○高山座長 ここでは、次年度以降に申し送るのか、あるいは現状でいくというように決めてしまうのか。これは今後直すときに変えるということで、今後もずっとだめだという話ではないのですけれども、とりあえず、今回の結論として現状どおりとしてしまうかど

うか。この2つの意見があります。

中田参与もいろいろ御意見があったと思いますので、今の最終案では、もっともっと使わなければいけないよというところは少しトーンが弱くなっているような形になっていると思うのですけれども、どちらがいいのでしょうかということを御意見を伺いたいと思います。

上倉参与からいかがですか。

○上倉参与 先送りするかどうか。

○高山座長 先へ申し送るのか、現状どおりと結論づけてしまうのか。

○上倉参与 先送りする意味が余りないような。先送りして新たな展望が見えてくるようには思えないのですけれども、どうなのでしょう。何かありますか。

現状でいいのではないかといいのかなと思います。

○高山座長 金子参与。

○金子参与 本来、公益目的事業の収益事業会計が本当にきちんと明確にあるべき姿で区分されていて、正味財産増減計算書があって、それと当然ベースがつながってくるのならいいのですけれども、もとの会計の区分のところはどうしても恣意的になってしまっている、その恣意的な正味財産とつじつまを合わせてつくる表だと現実には余り意味がないので、そこのところもどう考えるのかなというところ。

○高山座長 長参与、いかがですか。

○長参与 そうですね。貸借対照表内訳表については、最初につくり方を失敗してそのまま引き継いでいるとかいうところもよく聞きますので、つくり方として余りうまくいっていないところがあるみたいです。それで今までつくっていないところが50%以上公益目的事業会計に入れようとした場合、何がしかつくらなければいけないというのも相当ハードルが高いというのは、もともとつくりづらいというのがあるのです。何か簡便的につくれるようなガイドンスみたいなものとか研修とかをやったほうがいいのかもかもしれません。こういうところを気をつけて正味財産からそれぞれの資産負債に合わせていくとかいうような、そういうつくり方をちょっとレクチャーしないと制度として無理なかなと。今までのところも、間違っただま引き継いでいるところも、できれば直したほうがいいのかと思います。そういうのも、どういうところが違っているのではないですかということがわかるような、というのが必要ですね。内訳表は非常にいいのですけれども、やはり難しい。実務からは非常に難しいというところがあります。

○高山座長 ということは、現状どおりではなくて申し送り。

○長参与 申し送りか、今後、内訳表の。

○高山座長 つくり方を出すということですか。

○長参与 そうですね。今後についてはそちらのほうの検討をしてほしい。もっと普及する方向とか。

○高山座長 この書き方が、結局、申し送りではなくて。

- 長参与 発展的に内訳表を活用してほしい。
- 高山座長 発展的に内訳表をどのようにつくっていくかということのほうに持っていくということですか。
- 長参与 そうです。
- 高山座長 それはいいかもしれないですね。
- 中田参与、いかがですか。
- 中田参与 申し送るか、現状どおりかですか。
- 高山座長 基本的には。
- 中田参与 それは、今の段階では、多分、結論的には同じことになると思うので、私はどちらでも構いません。この最終報告案の中に、意見の並列はよろしいとして、最後のところに「社会福祉法人等、他の非営利法人にも順次導入されているとの事実がある」と書いてあるのです。確かにそういうトレンドですが、社会福祉法人等でああいう施設会計とか、もともと事業が分かれているところで貸借対照表を区分する意味と、公益法人等のところで、正味が分かれているから、それに合わせて貸借対照表内訳表をつくれという、その貸借対照表内訳表とは意味が違うと思っているのです。
- 例えば施設会計だったら、もともと事業別に分かれていますから、現金だとか未払金だとか、もともと別に発生するし、それでなじむのだと思うのです。あえて分ける必要がない。ところが、公益の場合は、先ほど金子参与がおっしゃったように、無理やり、つじつま合わせで分けていますから、現金なんてどうやって分けるの、適当に分けるのだよと、そういう分け方をしていますから、作成の意味がないと私は思うのです。そういう状況で、そういうことを議論しないまま、社会福祉法人と他の法人には順次導入されていると書いてしまうと既成事実になってしまうので、こういうことは本当は、これは確かに事実なのですけれども、その裏の事情を議論しないままこういう一文を入れていただきたくないというのが私の考えです。
- 高山座長 何かこう持っていったような感じがするわけですね。
- 中田参与 そう。それがあるとどうなのかなと。社会福祉法人ができるのなら公益もできるのではないかという話になってしまう。
- 高山座長 でも、そういう議論はきっとあるのでしょう。
- 中田参与 絶対あると思います。
- 高山座長 それは事実なのでしょうね。
- 中田参与 そうなのですけれども、ちゃんと議論にのった土台できちんと議論された上でそういう結論になるのではなくて、このようにぱっとそこだけ切り取って出されるのは、報告書としてはどうかなと思います。
- 高山座長 小森先生、何かありますか。特にいいですか。
- 小森委員 ええ。
- 高山座長 実は長参与から非常に大きな提言というか投げかけでございまして、過去出

した損益計算書は、しまったというところがたくさんあるのです。もうちょっときちっと分ければよかったというところ。事業区分も同じことなのですが、本当は、そこが間違いとは言わないにしても勘違い等があつて、直せるようなチャンスを与えてあげると、多分、その後はきちっとやりましょうという形で皆さんいくのでしょうかけれども、今、ちゃんとやっていない、あるいは変なふうになってしまった状態でこれを義務化させられるのがみんな嫌でしょうがなく、それをなくしてしましましょうという話も出ています。ここの取り扱いというのは、今回はちょっとできませんけれども、今後、そういう話が出た時には議論しなければいけないことなのかなという気がしましたので、ぜひ記録に残していただいて、その部分については、次期以降、過年度の貸借対照表内訳表をどう直していくか、あるいは簡便的に持っていくかというところを検討したい、直したいということですね。そういう御意見はわかりました。

今、どちらも同じ、すなわち、申し送りをしようが、現状どおりというふうに結論を出そうが、それはどちらも同じという御意見は出たのですけれども、持って行き方はちょっと違いますね。まだ結論が出ていないので申し送るというやり方と、もうここで結論を出してしまうということで、1つが不要だという意見、もう一つが必要だという意見で、現状どおりするのだったら、必要だとなってしまうから、持って行き方が多分違うと思います。ですから、まとめ方としては、申し送りのほうが楽なはずなのですが、あとは「現状どおりにする」と書いてしまうには、今の「また」以降が非常に大きな文章になってくると思うのです。ほかはもうやっているではないですかということで、もうこれで決着をつけましようとなるのだと思うのです。

○小森委員 やはり省略という方向性がないのは皆さんコンセンサスがあると思いますので、過去をどうするかというのは、現実対応で、この問題としては取り扱えないので、それは別途考えるという長先生の御意見に私は大賛成です。

○高山座長 申し送っても、多分、もう変わらないですね。

○小森委員 何も変わらない。

○高山座長 では、現状どおりでいきますか。

○小森委員 現状どおりに記載という方向でよろしいのではないですか。

○高山座長 では、ここは踏み切りまして、現状どおり記載と。実務上、簡便的な、あるいは今までの失敗を取り返すようなやり方、今後正規な内訳表ができるような方法を考えていくという新しい議論をしていこうということで、では、現状どおり、省略は原則ないという形で。今、50%の場合、省略していますので、それはまあ追認していいと思うのですけれども、50%を超えるような場合の省略はないということで結論づけたいと思います。

では、事務局、次、よろしくお願ひします。

○松前課長補佐 そうしましたら、A3の紙の5ページ目でございます。宿題4ということで、前回「収支相償の剰余金解消を特定費用準備資金の積立で説明する場合の課題」ということで、震災等のための積み立てはいかがかというような御議論をしていただきまし

た。これにつきましては、参与の先生方からは全て認めないという方向で回答をいただいております。

A 4 の別紙 4 でございますが、現状、FAQ がございまして、そこでは震災等、別紙 4 ともう一枚後ろについておるのですけれども、後ろの FAQ の V-3-⑤ が現状の FAQ でございます。「地震、火災等災害時に備えて積み立てる資金は、特定費用準備資金の対象となるのでしょうか」というのが現にあります。これについては、要件を満たすことが難しいので現状では無理でしょうということになっております。その下に、災害時等の復旧のために、例えば公益目的事業ではなくて、資金をもって 2 号財産に積むことについてはここでも認めているところでございます。

この原案を残しながら、別紙 4 のほうを見ていただきますと、回答の 2 の部分を足しているところでございます。前回御議論いただいた中で、震災等の対応を公益目的事業にしている法人については特定費用準備資金として認めていいというような御議論をいただきました。現に今、そういった法人さんがあらわれて、そこにおいて特定費用準備資金を積んでいるということもございますので、それを参考に 2 の部分を足させていただいております。

結論としては、今までの FAQ とは変わらないところでございますが、もうちょっと詳しく議論を踏まえた結果として FAQ を改定するという形で提案させていただいております。

以上でございます。

○高山座長 これにつきましては、現状の FAQ は、より具体的に書くことによって、実際、もう今は認めていたのだよということにしていく方向性を出しております。初めから無制限に認めるのはなかなか難しいということは皆さんから御意見としていただいた部分でございますので、これはこれでいこうと思っておりますけれども、いかがですか。2 番の、このような改定案の乗り切り方でできないかという意見について何かありますでしょうか。

上倉参与から。

○上倉参与 こういう災害地への支援ですとか、復興を目的とする法人をクローズアップしたところだと思いますけれども、内容的には、従来と変わらず、こういったところについては認めますよというようなところを改めてここで記載することによって確認したということでもよろしいかと思えます。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 宿題 4 の意見のところに書いたのですけれども、「もともと災害救援等」と書いたのは、要は、こういうことがあったときには、主要の事業目的の最後のところに何か加えて、公益法人であればそういう災害救援というのは副次的に当然やり得ると思うのですけれども、そういったところをメインの活動にしているところにある程度していかなないと、事業活動の目的の中の最後の 1 つに加えられて脱法的に使われてしまうのではないかとということで、この「もともと」というのを入れさせていただいたということ。

あとは、改定案のほうで広域的な発生頻度というのがあるのですけれども、基本的には、

災害救援といった場合、国内的だけではなくて国際的な部分とかも考えたときに、本当にこういう合理的な見積もりをとれるかというところについて、ある意味、いろいろな形でいろいろな予測が立て得るので、説明というのは何とでもつけられてしまうというときに、この改定案の2の文章はこれで本当に大丈夫かなということについてちょっと懸念を覚えております。

以上です。

○高山座長 長参与から何か御意見は。

○長参与 もともと事業目的に合うところで、日本全国を考えても災害は必ずある。海外を考えるとさらにあるということなので、事業計画に基づいてやるのでしたら問題ないと思います。

○高山座長 では、中田参与から。

○中田参与 このFAQ改定案の2のところで、支援、復興等の事業を目的とする法人に限るという書き方がありますけれども、定款を変更してこれを目的とすれば、今、目的としていない法人もできるということですか。

○松前課長補佐 そういうことです。

○中田参与 そういうことですね。例えば、頻度が相当な確率であることが説明できるというようなことが書いてあります。今、御嶽山とかが噴火していますけれども、自分の地域は火山のある地域であると。火山は相当な確率で発生するから、それについてやると、もし災害が起こったらやるといったときには、どのぐらいの定款にあるということがあれば認めるということになるのでしょうか。

○松前課長補佐 定款にあつて変更認定なりをしていただくということがまず第一ということと、実績が必要かどうかはわかりませんが、予定で申請してくる新規の法人さんもおられるので、実績が必ずある、必要があるとまでは言えないですけれども、ある程度この2に示したような計算ができないとやはり難しい。そこは同じ特費の現状の要件でそれを踏まえてやっていただくことになろうと思います。

○高山座長 実は私も事前に検討したときに思ったのですけれども、前もそうなのですが、この改定案は、実は特費として特定資産にしたとしても、これは2号なのです。すなわち、1号ではないし、4号でもない。3号は取得資金だから。いわゆる特定費用準備資金ではなくて、あくまでも2号資産。

○松前課長補佐 ここがわかりにくいのですけれども、積める場合は4号になるし。

○高山座長 積みれば4号。

○松前課長補佐 はい。この3番というのはかなり思い切っていて、また別のこと。

○高山座長 3番は2番と違うということですか。

○松前課長補佐 違います。

○高山座長 これはわかりづらい。そうすると、1番は、特定費用はなかなか難しいけれども、そうはいつでも特費はありますよということ。

○松前課長補佐 いいえ。1番は、特費は難しい、でも、2番で、事業を主たる目的としている法人さんで見積もれば、これは特費の要件として普通に認められます。

○高山座長 2番は公益事業としてですか。

○松前課長補佐 2番は公益事業。公益事業かどうかというのは、災害等が法人さんによって位置づけられると思いますけれども、特定費用準備資金はどちらでも積めますので。

○高山座長 収益事業等で積むのですか。

○松前課長補佐 事業内容が公益に判定されれば、既に事業が公益事業で認められているものであれば、それは公益の特費として積みばいいとなります。

○高山座長 あるいは、その他事業で認められていれば、その他事業で特費で認めるということですか。

○松前課長補佐 はい。

○高山座長 どちらにしても、新たにやるためには変更ですね。

○松前課長補佐 変更認定が必要だと思います。

○高山座長 変更した上でですね。それが2番ですね。

○松前課長補佐 はい。3番は、さらに別に震災等復旧のために資金を見積もれるのであれば、それを特定資産として経理したことをもって2号財産ということは考えられますよと書いてあるということです。

○高山座長 これはどこで持つのですか。法人で持つのですか。それとも。

○松前課長補佐 2号ですね。だから公益以外。

○高山座長 法人会計で持つということなのですね。その特定資産として見ますと。合理的ならばということですね。

○松前課長補佐 はい。

○高山座長 何かわかりづらいですね。

○松前課長補佐 わかりづらいですね。

一応、その手引にもやや解説めいたものが載っています。そこでは、自己で所有する施設等の災害復旧・復興に充てるために積み立てる資金を合理的に見積もった範囲で特定資産として経理する場合には2号財産に該当しますというような説明を別途手引のほうではさせていただいております。自己の所有の施設の復旧なので、ある程度見込みもできるのかもしれませんが、その場合は公益ではなくて2号財産として自己の。

○高山座長 自分のか。

○中田参与 この前の議論で、自己のための災害復旧なのか、不特定多数のための災害復旧なのかという話があったわけですが、それが一緒になっているということですね。

○松前課長補佐 それは特費を前提に考えたときに。

○高山座長 3番は特費ではないです。

○中田参与 3番は特費ではないですね。

○松前課長補佐 特費ではないです。

○中田参与 その辺がちゃんとなっていないからここはわかりにくいですね。

○高山座長 わかりづらいです。改定案もいいのですけれども、そこは混同しないように文章のほうをうまく作成していただくということで、これでいいということでよろしいでしょうか。

では、宿題4につきましても、FAQの改定案の2に入れることによって微修正という形にしたいと思います。

宿題4まで終わって、次が議題2「正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記」ということ。

○松前課長補佐 済みません。

○高山座長 その前にありましたか。

○松前課長補佐 はい。

○高山座長 ごめんなさい。

○松前課長補佐 別紙2を飛ばしてしまいました。

失礼いたしました。1ページ目の2でございますけれども、収支相償について、解消計画提出を1年延長する案を実施する場合に、審査上のポイントについては今後検討していくという形で中間まとめに書いておりました、それにつきまして前回御議論いただいた結果と、その後、いただいた先生方の御意見も踏まえまして、最終案の素案を作成させていただいたところでございます。それが別紙2でございます。

別紙2につきましては、最終報告案に記載していただいておりますけれども、「収支相償の剰余金を公益目的事業の拡大によって解消する場合については、適正な運用のため必要な管理・監督の観点から本研究会で検討した結果を踏まえ、運用上の取り扱いとして反映させた場合には、以下ようになります」という形で書かせていただいております。

1つ目は、収支相償については、原則、各年度において収支が均衡することを求められておりますけれども、ある事業年度で収入が費用を上回ったことをもってすぐに監督処分の対象になるわけではないということは書かせていただいております。

具体的にどのように監督しているかということも2のほうで書かせていただきました。剰余金の発生年度の事業報告書においては、別表Aの剰余金の扱いの欄に解消計画の内容を記載していただいて、翌年度において実現可能であることを十分に説明していただく。それについては、事後的にも実際に事業費として使われていることは確認させていただくということを書かせていただいております。

3番の「ただし」のところでございます。これは、前回御議論いただいたところを反映させていただいておりますが、発生した剰余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合には、使い道についてしっかりと検討した上で、より計画的に資金を活用し、効果的に公益目的事業を実施していただくことが公益の増進を目的とする認定法の趣旨に沿うものと記載しております。

す。

その場合には、以下のように対応していただく必要があります、行政庁から特別の事情や合理的理由、資金使途の内容について確認させていただくことをまず書かせていただいております。その後、実際にどのように書くかということで、事業報告書の別表Aのところ、発生した剰余金が翌年度における解消計画で適切に費消することができないことについてまず説明をしていただくとともに、剰余金の解消計画立案のための検討のスケジュールを具体的に示していただくということになります。

実際に、翌事業年度の事業計画の提出時において機関決定された剰余金の解消計画を提出していただき、翌々事業年度において剰余金を解消するまでの具体的な資金使途について説明していただく。これについては、財務面から計画達成を担保するために剰余金に見合う資金について貸借対象表上に特定資産として表示していただく。翌々事業年度の事業報告においては、そのとおりに実施されているかについては事業費の費目をもって確認させていただくというようなことを書かせていただいております。

3番のところでございました合理的な理由について幾つか書いているところでございます。①で「平年度における法人の事業規模に照らし、翌事業年度だけで剰余金を解消するには困難が伴うといった事情がある場合、例えば2年を掛けて段階的に事業拡大を図ることに合理性があると判断される場合などもないとは言えません」という形で書かせていただいております。②については、単純に公益目的事業の対価収入の増加というような、もうけてしまうような体質のために出たものについては合理的な理由には含まれないというのを書かせていただいております。

案については以上でございます。

○高山座長 皆さんの御意見で1年延長する案については賛成していただいたということ、そして、今回、合理的な理由について文章化した中で、合理的な理由の今の「ないとは言えません」というのは、やはりこういう文章になるのですか。「あります」ではなくて、消極的な形を見せるのでしょうか。

○松前課長補佐 そうです。

○高山座長 そうですかね。なるべくなら翌事業年度に消化していただく形だと思うのですが、事情があつてということなのだと。

○中田参与 この②というのがよくわからないのです。要するに、剰余金が発生した理由が事業収入だったら認めないよと。

○松前課長補佐 いいえ。事業収入だから単純にということではなくて、もともと、もうけたりしたらいけないというのを前提に考えていただいているはずなのだけれども、そうではなくて、価格がちょっと高く設定されていたりとか、予想的にもうかるような体質の事業である場合には、それをもって合理的な理由というのは難しいですよというようなことなのです。

○中田参与 それもそうではないのという区別がつかますか。それがちょっとわからない

のです。

○松前課長補佐　そうですね。

○中田参与　事業をやっているときには、ぶれがありますから、もうかる体質と言い切れてしまうのかどうかとか、その辺がちょっとわからないです。おっしゃりたいことはよくわかるのです。でも、ここで認めるとしたら、解消するということがメインですから、収入がどうあれ、2年間かけて解消しなければいけないぐらい多額だったら2年間かけてやりますよということで認めざるを得ないのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○高山座長　そうですね。今の②を入れるかどうかとなりますね。今だと、合理的な理由としては①で十分ですか。

○中田参与　十分だと思います。

○高山座長　ということですか。

○中田参与　「ないとは言えません」という表現があるのですけれども。

○高山座長　なかなか合理的な理由を出してあげるのを苦しいのだと思うのですけれども、下手に出すと、それを使われて、いいでしょう、いいでしょうと言われるので、どうしても少し後ろ向きなこういう書きぶりになってくるのだと思うのです。

上倉参与からいかがでしょうか。

○上倉参与　私も今の合理的な理由についての②はカットしてしまってもいいのかなとは思いますが。

○高山座長　①はいいですか。

○上倉参与　はい。「ないとは言えません」というところは確かにひっかかりますけれども。

あと、これは最終報告案ということですが、前回、タイムスケジュールみたいな絵が描いてありましたね。あれを入れ込むとよりわかりやすいのかなという気がしたのです。

○高山座長　そうですね。あれはわかりやすいですね。

○松前課長補佐　案の中にはそれも入れて。

○高山座長　それを入れてもらうとわかるのでしょうかね。

金子参与さんから何かありますか。

○金子参与　1年延長することによって、余ったお金を無理やりにやりくりするのではなくて、より効率的に、本当に公益のために使ってほしいという目的がある一方で、合理的な理由の②みたいなものがやはり気にはなるので、書き方は別として、何らかの形で合理的な理由というのを説明しなくてはいけないのかなとは思いますが。②の書きぶりは別として。

○高山座長　長参与から。

○長参与　特にありませんけれども、やはり最後の②のところがちょっとひっかかるかなと。一時的なブームが起きて、その年だけ多くなってしまったことはあり得ると思うのです。平常を考えるとそんなことはないという意味で。公益目的事業については特に問題な

いのだけれども、たまたまブームが起きたということもあり得るでしょうという意味で、これを入れてもしょうがないのかなと思うのです。

○高山座長 中田参与、どうですか。

○中田参与 先ほど言ったとおりです。

○高山座長 ②は誤解される形もあるので、ちょっと注意をして、趣旨はよくわかるのですけれども、今、長参与が言ったような事情なども考えて、少し書きぶりを工夫するというところでよろしいですか。

では、皆さんの御意見を頂戴しましたので、後は事務局のほうでもう一度文章を練っていただくということと、タイムスケジュールを入れていただくとうまくわかるということで、それも工夫していただきたいと思います。

それでは、次は資料2になるのですか。事務局からよろしくお願いします。

○松前課長補佐 宿題5がまだあります。6ページです。

○高山座長 失礼しました。長いですね。

6ページ、宿題5でございませう。失礼しました。

○松前課長補佐 宿題5でございませう。

指定正味財産の使途の制約について各項目ごとに先生方の御意見がございましたので、それぞれ並列に記載させていただいております。1番、2番につきましては、具体的な使途の定めが必要かということで、具体的に使途が定められているものについて使途の制約があると判断するという意見はおおむね一致しているところでございませう。単に公益目的の事業に使ってくれという寄附金は指定正味財産かということにつきましては、使途の制約の範囲をどのレベルで考えるべきかということが議論の中心になるのかなと考えているところでございませう。法人が実施する事業の実態から客観的に寄附者の使途の制約を推定できるものは使途の制約として捉えることが可能かということも論点として出ささせていただいております。ここについては、使途の制約の範囲をどのレベルで考えればいいのかということがばらばらとしていたもので、ここの論点を踏まえて、この点について御議論いただければいいかなと考えております。

3つ目につきましては、使途が具体的に定められている場合にも、法人の事業全般にわたるような場合はどうか。例えば研究事業のみを実施している法人で研究に使ってくれという寄附金は指定正味財産と言えるかということでございませう。これも上の場合と同じでございまして、使途の制約の範囲をどのレベルで考えるべきかというところで、あわせて御検討いただければと思います。

4つ目でございませうけれども、法人が複数の事業を行っている場合のうち、複数の事業についての寄附金があった場合に、それは指定正味財産として考えてよいかということでございませう。これについては、さらに先生方の意見が分かれておりまして、賛成の先生と反対の先生がちょうど分かれているところでございませう。これについては、複数の事業にまたがる使途の制約を会計上の指定正味財産として扱うことについて御議論いただければ

と考えております。

めくっていただきまして、7ページでございます。一番上のところについては、今の複数の事業がある場合の寄附金の話の延長でございますけれども、法人が一定のルールを定めておいて、複数の事業に寄附金を受け取った場合に、このルールに従って配分すれば指定正味財産になるのかどうかということでございます。

その下でございますけれども、特定の事業に使うこととされた寄附金を指定正味財産とした場合に、当該寄附金を金融資産の購入に充てて、その収益を当該事業に使うことが許されるかということでございます。これについては、使途の指定はある寄附金でありますけれども、それをどのように使うかについて特に制約がない場合ということでございます。

これについては、まず、その金融商品として基金化することがいいかどうかということでございます。金融商品を寄附金で購入することについて、それも指定正味財産として取り扱うことについてはいいということで、先生方の意見はほぼ一致しているところでございます。また、そのように購入した金融資産から発生する運用益についても、使途の指定があるかどうかについては御議論をいただければと思います。一般的に元本が指定されているものについては、当然、運用益にも使途の制約があると考えられているという現状も御意見をいただいておりますので、これも踏まえていただいて、運用益についても使途の制約があるかないかについて御議論いただければと思います。

その下でございますけれども、特定の事業に使うこととされた寄附金を指定正味財産とした場合、適切な事業対象がないなどの理由によって支出しない場合は、許されるかどうかということでございます。これについては、法人のガバナンス上の問題であって、仮に保有している場合には、一般正味財産、また遊休財産と考えるということで、先生方の意見は一致しているところでございます。

また、おめくりいただきまして、8ページ目でございます。「保有自体を目的として寄附された財産について、現に利用されていなく、また今後も利用する予定のないものも指定正味財産としてよいか」、あわせて「遊休財産規制の例外としてよいか」という質問でございます。

これについては、一応、指定正味財産と考えるかどうか、指定正味財産とした上で認定法上の遊休財産として取り扱うのか、そもそも指定正味財産足り得ないとするのかで見解が分かれているということでございます。指定正味財産という概念と法人の目的、財産の保有の目的の関係についても、もう一つ踏まえて考えることも必要ではないでしょうかということを書かせていただいております。

その下の「保有形態を株式等で保有し続けることを指定された指定正味財産について、取り崩して事業に使うことはまったく許されないのか、許される場合があるとすれば、どのような場合か」ということでございます。これにつきましては、やむを得ない場合には取り崩しても可能という点では御見解は一致しているものと考えております。

その下の「指定正味財産が解除されるケース」についてどのように考えるかでございます。

す。1つ目が「使途に制約がある場合には、使途に指定された目的に費消されたとき、例えば、奨学金給付事業では、奨学金として給付したとき」と考える。この点は、給付した時点をもって指定の解除と考える点で先生方の御意見は一致しているということでございます。

その下でございますが、「保有形態に制約がある場合には、保有形態が変化したとき、例えば、株式で保有していた場合に、売却して他の金融資産に変わったとき」は制約の解除があったかどうかということでございます。これについては、指定正味財産の内容が株式なのか債券なのかによって対応が異なるため、後者の場合には、債券の回収可能性が低くなった時点で指定の解除と考える。株式は売却時点で指定の解除となるという点で参与の先生方の見解は一致していると考えているところでございます。

宿題5については以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

5については論点自体はもうかなり集約されていると思いますので、時間の都合もございますので、6ページですか、実際に皆さんの意見が分かれているところをちょっと検討していこうと思っています。

もともと指定正味というのは、16年基準のときには皆さん使わなかったのですが、20年基準になって、そして遊休財産規制と収支相償の問題があって、指定を使うとうまくクリアできるということがわかってきたために、多くの法人さんがこの指定に殺到してきているという状況で、会計上は使途の制約だけしかないのだからかなり広く捉えられるはずなのですが、それを認めてしまうと収拾がつかないということで、運用の中で、あるいはFAQの中で具体的に使途を制約していかなければいけないという現実的な問題をどう取り扱っていくかということになってまいります。今の議論が分かれているところ。6ページ目の一番上は、必要ではないのかと。今、私が申し上げたところを皆さん考えていただいた部分もあると思うのですけれども、それはいいのではないですかという意見をいただいているので、これはいいと思います。

問題は2番目です。その具体的な使途については、公益目的以外に使ってくれという制約ぐらいでいいのか、もっともっと細かくしていただかないと、制度上の指定正味として取り扱えないと考えるのかということところです。一番右の「追加論点の洗い出し」を見ていただければわかるのですが、「使途の制約の範囲をどのレベルで考えるべきか」「公益目的事業費全体という使途の制約を認めうるか」。いわゆる公1、公2、公3までいくのか、公全部で認めるのか。今、事務局としては、公1、公2、公3で認めていて、公益事業全体で認めるというスタンスはとっていないので、もし公1、公2、公3ではなくて公益事業全体でいいよということになると緩めるし、取り扱いとしてはちょっと変わってくるというところを皆さんとしてどうお考えになるかということだと思います。

2つ目のポチとしては「法人の実施している事業の実態から、客観的に寄附者の使途の制約を推定できるものは、使途の制約として捉えることが可能か」ということ。明記して

くれなかったのだけれども、ある程度、法人の中で公1、公2、公3と分けている場合に、それはいいですよと言ってしまっていいかどうか。この辺も用途の制約は難しい取り扱いになってきます。どのレベルで縛りをかけてくるかというところですが、ちょっと御意見を伺いたいと思います。

上倉参与から。

○上倉参与 私は、単に公益目的事業に使用してくれと言われたものを指定にしてしまうと、ほとんどの寄附が指定正味財産になってしまうのかと。あるいは、公1あるいは公2に使用してくれというようなレベルをして正味財産にしてしまうと、もうほとんどが指定正味財産に計上される結果になってしまうかなと思っています。会計基準の趣旨というのはそうではないのではないかなと思っています。例えば、公1の中のこの事業に使ってくださいますか。あるいは、公1でも認められる場合もあるのかもしれませんが、さらに言うと、その公1の中でもこの事業にというものを指定だと、寄附者の意思が込められているものと捉えるのが会計基準の趣旨ではないかなと思っています。

○高山座長 ありがとうございます。

金子参与はいかがですか。

○金子参与 個人的にはあくまでも理事会レベルの決定が妨げられるというのですか、理事会レベルの決定に何らかの形で制約が与えられれば、公益法人会計基準ができる平成16年基準のもとになった米国のFASBの基準では、基本的には理事会レベルではなくて、理事会レベルで本来だったらA、B、Cというオプションがあるのに、寄附者からA、Bしかとれないというように定められれば、それはもう指定になり得るという判断をされております。必ずしも日本の基準がそうかは別として、それをもとにつくられたという経緯等も考えたときに、指定正味財産というのは、認定の話をもとにすれば、かなり広く捉えられるべきであると考えております。

○高山座長 ありがとうございます。

長参与、いかがですか。

○長参与 公益目的事業の中でも公1、公2、公3とかある場合ですけれども、それは複数の事業に寄附されたのと基本的には同じなので、法人内でルールを設けていただいて配分をするしかないのかなと思います。ただ、それについて何々事業の何に使ってほしいというのがない場合は、期間が次年度に及ぶのか及ばないのかとか、そういうのもわからない。いつまでに使うというのがわからない問題がありますね。そういうのがなくて、いただいた寄附というのは単年度の寄附金と同じなのではないかと思うのです。ですから、それは単年度の寄附金として一般正味財産増減の部で受け入れて、それをどう使うかというのは法人の判断によるので、特定費用準備資金とか、何に使うか、今年度に使うのか、次年度以降に使うのかというのは別に考えていただく必要があるのかなと思うのです。少なくとも、公益目的事業会計に入れるのですから、その公益目的事業に入るということはわかっている。もともとのこの事業に使ってほしいというのは、その時点で達成している。

それ以外には使えないことになりますので。それでいいのではないかと思うのです。あえて指定にする必要もないのかなと思います。

○高山座長 指定ではないと考えるのですか。

○長参与 はい。

○高山座長 それはまた新しい意見ですね。

中田参与、いかがですか。

○中田参与 そもそも指定と一般というのは、受託責任のあり方に違いがあるから分けているわけですね。そうすると、指定というのは、会計上は一般とは違って、ある意味の寄附者の意図があるので、その意図どおりに使わなければいけない。それを会計上示さなければいけないというものだと思うのです。そうすると、例えば公益目的事業に使ってくれというような漠然とした指定であっても、これは指定正味財産と見ざるを得ないと私は思います。それは会計の問題。

会計の問題だとそうなのですが、実際に運用の問題としては、事業のどれに寄附されたのか、制約解除されるのはいつか、これがわからないと指定から一般に振りかえられるタイミングがわからないとか、それによって収支相償や遊休財産保有制限が絡んでくるといふ問題がありますから、当然、事業別、それから制約の解除がいつなのかということは多分わからないといけませんと思います。ただ、寄附者がそれをしなかったから、それは一般ですという議論には絶対ならないと私は思います。その事業と制約の解除は中で決めればいいことで、要するに法人の申請を排除することが一番大事なことです。こういう場合にはこう、こういう場合にはこうと、法人が適当な申請でやるからいけないのであって、それを排除すればいいわけですから、私は、法人があらかじめルールをつくって、例えば公益目的事業に使ってくれという漠然と寄附があっても、そういう場合には、例えばこの公1、公2、公3があれば何パーセントで分けますとか、それはこういうことに使いますとかという中のルールがあって、それにきちんと従ってやっていたら、それは認めるとするほうがいいと思うのです。そのほうが会計上もよろしいし、遊休財産保有制限とか収支相償上の判断も問題ないと思っています。

以上です。

○高山座長 小森委員から実務的な問題で何か。

○小森委員 私、寄附を募集する際に、寄附者側が何に使うかというのを。普通、常識的には、募集する側がこういうことで使いますのでお願いしますというのが筋なので、公益目的事業に使ってくれというと、かなり漠として間口が広過ぎて、そういう集め方というのは現実にあるのかなという気がするのです。

一方で、この論点に関して検討すべきは、先達のところがあるので、一方で、中田先生のおっしゃるような自主ルール、それは最低限必要だと思います。一方で、会計の側のテーゼと会計処理のやりやすさからすると、メッシュは細かいほうが当然明確なので、どちらがいいのかちょっと迷ってはいるのです。設問にあるような状況が現実にあるのか。

- 中田参与 相続で遺贈するとか、そういうケースですね。募集ではなくて。
- 小森委員 募集ではなくてですね。
- 高山座長 結構お年のいった方が理解できない中で、ちょっと使ってよという寄附というのはあるのです。
- 中田参与 そういう場合というのは、管理費が幾らとか絶対やりませんから。
- 小森委員 それはそうですね。
- 高山座長 本来ならひな形を出して、こういう形で寄附をもらってもらいたいというのを出してあげて、それにやるならいいのですけれども、そこまで法人さんは気づかないので、かなり漠としたもらい方をしていることがあるのです。それをどうするかというところ。それも指定ではあると思うのですが、ただ、認定法上、それでいいのですか。いろいろなメリットが、あるいはそれでもって数字が変わってきますので。というのがあって、私は個人的には、ひな形をFAQを出して、こんなのもらってほしいという形を出していただければいいのかなと。あるいは、最低限、こういう条件でもらってほしいというメッセージを出す以外はないような気がしているのです。それが今の指導とうまく。変えるのはやはり問題なので、今の指導とうまくマッチするような形に持ってくれば、お互いのためではあると思うのです。
- きっと皆さん、もともとの会計的にはかなり緩やかだけれども、実際、厳しくしなければいけないよというところで、今、申しましたけれども、実際の運用の中では結構制約をかけていただいているところがあるので、それを追認していく形にして、やり方を工夫していくということで2番目はよろしいでしょうか。
- これは使途が漠としているのですけれども、研究開発に使ってくれと。これはまさに今と同じようなのでやはりだめなのだろうと。指定ではあるとは思いますが、認定の中ではちょっと認められないのかなという形がありますので、やはりしっかりと分けてもらう。あるいは、分けてもらうような寄附をもらっていく努力を理事会はしなければいけないと考えています。
- 4番目も同じですね。「複数事業にまたがる使途の制約を会計上の指定正味財産として扱うこと」ですけれども、分けて、今のガバナンスで認めるかどうかということなのでしょうか。複数の事業にまたがって、A事業、B事業、公1、公2、公3、全部に対してくれませよというものを認めるか。認めないなら、ガバナンスでもって理事会でもってしっかりと分けることをよしとするかという話だと思うのですけれども、上倉さん、いかがでしょうか。
- 上倉参与 この場合は、公1、公2、公3のどこに使うかという判断を法人ができることになってしまいます。
- 高山座長 そうなってしまうのです。
- 上倉参与 それは法人の裁量が働くようなものは指定とは言えないのではないかと思います。

○高山座長 やはり理事会がもらうときにしっかりと相手の意思を確認しなければいけないのでしょうか。

○上倉参与 そうですね。

○高山座長 でも、やっていない状況で、今、実際これはどうされているのですか。運用の中では認めていないのですか。

○松前課長補佐 複数にまたがっている場合はやはり難しいと思いますけれども、それはどのように解除していいのかがわからないので、もう一度確認をさせていただくというのは。

○高山座長 確認は理事会なのですか。

○松前課長補佐 いいえ。寄附者に確認してくださいと。

○高山座長 そこまでやっているのですか。

○松前課長補佐 はい。お伝えはしています。

○高山座長 今の上倉参与の考えそのものですね。

○上倉参与 そうですね。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 寄附者の意思、意図が第一だとは思いますが、3つ、4つの事業があって、そのうち2つというやはり指定に。3つの事業をやっていて、3つに使ってくれただったらまだ一般の余地があるのですけれども、3つの事業のうち2つに使ってくれでも、一般にし得るかという、会計上はそれは無理だろうというようには捉えました。

○高山座長 そうすると、そこを分けるのは法人になってしまいますけれども、それはそれでやむを得ないですか。

○金子参与 次のページにもあるのですけれども、「寄附者の意思を確認することが第一と思われるが、それができない場合には一定のルールに従うことになると思われる」という形になるのかなど。

○高山座長 長参与、いかがですか。

○長参与 確認できれば、そのほうが当然いいでしょう。上倉参与と全く同じような、後は、ルールで法人の中で決めるしかないのでしょうか。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 はい。そのとおりだと思います。

○高山座長 同じですか。

では、6、7はそういう形で。6ページ目の一番下と7ページ目の一番上はそのように行きましょう。このまま行くという形にします。

時間もなくなってきたのですが、次の「特定事業に使うとされた寄附金を指定正味財産とした場合、当該寄附金を金融資産の購入に充て、その収益を当該事業に使うことは許されるか。どのような場合に、その収益を運用の原資として利用することが許されるか」ということについて、金融資産の項についてはいいでしょうという御意見がおおむね一致し

ているということです。

運用益について使途の指定があるかについて検討しなければいけませんし、これは当然、会計士協会が出した実務指針その4のところにもちょっと影響するのですけれども、これについての御意見。

そして「一般的には、元本が指定されているものについては、当然運用益にも使途の制約があると考えられているようだが、議論が必要ではないか」というところがございます。

中田参与から御意見が出ていたので。

○中田参与 そうですね。私の意見の最後のところに書いておりますが、会計基準の実務指針その4においては、指定正味財産を財源とする投資有価証券の利息は、基本的には一般正味財産として計上するというにしましたよね。あのときはその方が使いやすかったから、収支相償とかがなかったから、そういうことにしたはずです。

投資有価証券につき償却原価法を適用する場合は指定正味財産の増加になり、一般正味財産に振りかえることとしている。だから、元本の使途が指定されていれば、運用益も当然指定正味財産であると考えている法人も多いのですが、このことについては、運用指針との考え方との整合性についてちょっと議論が必要かなと私は思っています。

○高山座長 実際、今、御指導の中で、運用益に使途の制約があることもあった。その場合には指定に置いてもいいですよという取り扱いになっているのです。これは、先ほど言ったように、収支相償等の問題が出てきてしまって、実務指針その4の取り扱いとはちょっと。できないとは言えないのですけれども、もともとの考えからは外れた部分。これは特例的に認めているというところだと思います。

これは協会の問題もあるのですけれども、協会の中ではここについての議論というのはいかがなのですか。

○上倉参与 現時点ではやっていませんけれども、この実務指針その4を出した当初は、そこに書いてあるとおりで、おおむね意見が一致していました。運用益も指定だという気持ちはわかるのです。明確に寄附者から運用益もこれに使ってくださいねというような指定があれば別ですけれども、それ以外の場合は、その運用益を何に使うかというのは恐らく法人が決めているのだらうなと思いますので、そこまで指定にすることはしないのかなという考え方が当時としては主流だったと思います。

○高山座長 その考え方は今も変わらない。

○上倉参与 その考え方は、恐らく今も変える必要は全くないとは思っています。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 こちらにも書いてあるのですけれども、奨学金事業的なものであれば、ある程度、範囲内で指定とすることも考えられますが、それ以外の場合は千差万別なので、やはり寄附者の意思が第一で、その後、それがどうしてもわからない場合は一定のルールにのっとらざるを得ないと考えます。

○高山座長 長参与、何か御意見は。

○長参与 運用益は基本的に単年度で使うべきものとしてももとの元本の寄附がありますから、単年度で使うものは基本的に指定正味を通さなくてもそのまま一般正味で受けてもいい、結局振るのだからと、実務指針をつくるときはそういうあれでしたね。なので、いきなり一般に入れている。確かに指定はあるのでしょうかけれども、単年度で使いますということで、一般でいいのではないかと思います。

○高山座長 この考え方は今も踏襲していて、先ほど金子参与がおっしゃったように、奨学金とかそういう特殊事例のみということで、この考え方はこのまま。いわゆる実務指針その4の考え方は変わらずに、運用益は原則としては一般ということ、特殊事例があるときのみ指定がかかるのでしょうかということ、それは確認をしていただくという取り扱いでよろしいですか。事務局はそれで大丈夫ですか。

○松前課長補佐 はい。

○高山座長 実務上問題がなければ。

○中田参与 株式を寄附された場合というのは、当然、運用益、配当を目的に使えということなのだ、だから自動的に指定なのだという議論が非常にあるのです。そういう意味で言ったら、株式本体も価値がありますから同じだと思うのですがけれども、株式は別よみたいな議論があることも現実なので、それは議論の整理というか、もしFAQとか出すのであれば、その辺についても触れていただければと思います。

○高山座長 株式の配当は普通は一般でしょう。

○中田参与 一般です。一般だと私も思いますし、あれなのですからけれども。

○高山座長 それを指定と考える人がいるのですね。

○中田参与 そうです。

○高山座長 その辺は実務指針で何とかありませんか。

○上倉参与 株式の配当であろうが、債券の利息であろうが、何も変わるところはないと思います。

○高山座長 では、いいですか。実務指針にも書かずにFAQでも書かないで、あえて触れなくてもわかるでしょうと。

○上倉参与 あえて触れることはないのではないのかなと思います。

○高山座長 ただ、実務指針その4を出してしまったために。実務指針その4は、実務上間違っていたから特に必要だと思って出したのですがけれども、出してもまだ間違っているのですね。皆さん、運用益を指定に入れてしまうということですね。

どこかでそこについて修正できればいいと思うのですがけれども、ちょっと時間がなくなってきました。では、これは、皆さんの御意見を伺って、今までどおり、運用益については基本的には使途の指定はない、よほどだということ、それは確認してもらいたいということにします。

一番下の「特定の事業に使うこととされた寄附金を指定正味財産とした場合、適切な事業対象がないなどの理由により、支出せずにいることは許されるか」ということですから

ども、これは本当は指定ではないですよということ、本当に使わなかった場合には、一般正味財産、遊休財産として考えるということ、この御意見どおりにしたいと思います。

ちょっと時間があれですけれども、これだけは終わらせたいので、8ページ目でございます。見解が分かれていますけれども、「保有自体を目的として寄附された財産について、現に利用されていなく、また今後も利用する予定のないものも指定正味財産としてよいか」ということの遊休財産規制です。「追加論点の洗い出し」として、指定正味財産とした上で認定法上の遊休財産として取り扱うのか、そもそも指定財産足り得ないので指定財産ではなくするかという取り扱いがあります。もう一つとしては、指定正味財産という概念と法人の目的、財産の保有目的との関係を考えなくてもよいかということですが、これは金子参与から何か御意見が出ていました。

○金子参与 済みません。会計の観点からだけにとすると、自由な処分ができないという時点で、これを一般正味財産にすること自体が問題でありますし、これを一般にしてある年にぼんともらって何の事業もやらなければ、一般正味財産の増減がそのままプラスで出てくる点で、会計上の正味財産増減計算書や貸借対照表をゆがめるという意味では一般にするのは難しいですが、それ以外の部分を考えてときにはいろいろ問題が出てくるので、ここは会計と認定の問題を完全に分けて考えなければいけない一番の論点だという趣旨で書かせていただきました。

○高山座長 では、中田参与から。

○中田参与 運用指針は、保有についての制限がある場合も指定正味財産ということになっていますから、これに従えば、指定正味財産とせざるを得ないのだと思います。ただし、遊休財産かどうかといったら、指定にするのですけれども、「現に利用されていなく、また今後も利用する予定のないもの」というのは、本当にそうかどうか確かめて、遊休財産かどうかは別個判断しなければいけないと考えます。

○高山座長 一般までは持っていけないよという話ですね。

○中田参与 そうです。

○高山座長 これに対して上倉参与の御意見。

○上倉参与 保有することだけを目的にする寄附などというのはあり得るのかなと、正直よくわからないところがありまして、そもそもそれは指定とは言わないのではないかとこの判断でこういう記載をしています。

○高山座長 株式で配当が出ない株式などが出てくるのだと思うのです。成績の悪い株式をもらってしまっって、運用益が出ていませんという中だと、多分、これに利用されていない状態です。そういう場合に、昔なら、公益法人の設立の後、2年間配当とかをしないと、譲渡所得だとか贈与だとかの免除が消されてしまうということ、やはり厳しい話が。

○中田参与 40号ですね。

○高山座長 そうですね。40号がありますから、そういうこともある。ただ、きっと指定

なのかなということで、一般は難しいということ。

○中田参与 最初は指定なのですけれども、その判断で一般にすること、要するにもうないのだと。

○高山座長 というのは難しいですね。

○中田参与 減損とかそういうことですかね。

○高山座長 はい。

○中田参与 というところまで行けば、一般になるかもしれません。

○高山座長 これは分かれたままで。今回これはちょっと難しい部分。取り扱いの中では、今は遊休にしているのですね。

○松前課長補佐 まだ移行期間が短いもので。遊休という判定は実際に使っていないことが何年か続いたかどうかで判断されると思いますので、現状はまだわからない状態です。

○高山座長 これから出てくる可能性は。

○松前課長補佐 仕組みはそういうのはちゃんとございます。

○高山座長 そうでしたね。1号ではないですよ。

○松前課長補佐 はい。そのときには遊休財産に現に使っていなければなるのではないかと思います。

○高山座長 小森委員から何か御意見はありますか。

○小森委員 上倉参与と同じで、最初、想定がちょっとできなかったのです。それで、無配のぼろ株みたいなものを保有し続けてくれという形で寄附を受けるというのは、その受ける側のメリットというのは何だろう。

○高山座長 多分、初めはしていたと思うのですけれども、そういう中で業績が悪くなってしまうと。

○小森委員 配当が出なくなったと。

○高山座長 配当が出なくなった。

○高野事務局長 その場合に、今後、将来にわたっても配当可能性がゼロだと言い切れるのですか。

○高山座長 それはないですよ。

○高野事務局長 当面利用する予定は立っているわけではないぐらいはあるかもしれませんが。来年も無配だろうはわかりますが、5年、10年、100年たっても無配であるというのとは。

○高山座長 それはわかりません。多分それはないでしょう。

○高野事務局長 それは結局、金利が5%、2%、1%、0.001%になったと。ほとんどなにに等しい。なにに等しいけれども、それは経済情勢が変われば利子があり得るわけなので、それは今後も使う可能性がないという性質ではなくて、たまたまゼロに近くなっているだけなのではないかと思うのです。

○高山座長 そういう場合は一般には行かないですか。ごめんなさい。遊休財産。

○高野事務局長 どちらに入れてもいいのですが、結局、本体はほとんど価値がなくなっているとすると、何しても、どこにどう区分しても余り影響はないような気もしないでもないです。ただ、当面、現状が無配であるからというので財産の性質が変わるのかがお聞きしていてわからなかったのです。

○小森委員 最初、私がこれを読んだときに、札幌の時計台みたいなイメージ。あれは使うのでしょうか、すごく古びた建物。これを寄附するから守ってねと。だけれども、受け取った側は使いようがないみたいな、そういうイメージかなと思ったのです。

○高山座長 私は今みたいなイメージがあったので。ただ、未来永劫配当しないとは言えないので。今はたまたま出せないだけ、非常に悪いだけということなのではないでしょうか。

○長参与 金融資産だったら減損がありますからね。

○高山座長 そこでも多分できますね。それはそうですね。

○長参与 そこで評価が下がってきますから、特に指定で問題ないと思いますね。BS 上は実態を示している。

○高山座長 無価値になればゼロになってしまいますものね。そうですね。

○長参与 小森委員が言われた使っていない資産というのでしょうか、実物資産のほうが問題かなと思ったのです。私もちょっとイメージできなかつたので、ここは答えていなかったのですけれども、実際、寄附か何かで、この家は要らないから使ってくださいと言われても、全然使い道のないところとかいうのはあり得ますね。

○高山座長 私が知っている実際の例は、それは指定にさせなかったのですね。遊休にしまったのです。創立者が別荘を抛出して、指定して、これを保養にしてくださいと言ったら、もうぼろぼろになってしまっているのです、誰も使わない状態なのです。これはちょっと使っていないでしょうというのでやったのですけれども、意思是、これを法人の保養所に使ってくださいと。これはまずいですねという話をしているのです。

○長参与 基本的には指定は解けないでしょうね。指定でいただいているので。あとは評価。稼働しているかしていないかというのは別途お聞きするしかないのではないですか。

○高山座長 そうですね。では、そういう取り扱いで。では、特にこれについては示さないという形にしたいと思います。

「保有形態を株式等で保有し続けることを指定された指定正味財産について、取り崩して事業に使うことはまったく許されないのか」ということですが、これはやむを得ないところで、基本は寄附者に確認するのでしょうか。それがやはりあれだ思うのです。金子参与から御意見を伺いたいのですけれども、いかがですか。

○金子参与 寄附者の意図が第一だということ。今なっているケースというのは、どちらかという、相手からの意思をきちんと聞かずにやってしまったというケースなので、本来なら余り望ましくないケースというのをどんどん。あり得るとは思うのですけれども、それをあらゆるパターンで列挙していくというのが、会計の研究会としてちょっとどうなのかというところを、済みません、僭越ながら御意見させていただきました。

○高山座長 長参与。

○長参与 おっしゃるとおりです。

ただ、こういう状況は、意図、意思をお聞きできない場合になっているのかなと思うのです。その場合は、法人の判断で処分せざるを得ないときもあるのでしょうか。それ以外は評価のほうでどんどん落ちてきますので、あとは最終的に事業に使っていただきたいという思いが当然あるでしょうから、何がしか事業に使える選択肢があるのだったら、使える方向で処分するのもありなのかとは思いますが。

○高山座長 中田参与、同じですか。

○中田参与 そうですね。

○高山座長 上倉参与からも何か。

○上倉参与 長参与と同じ意見です。

○高山座長 皆さん、取り崩しもあるだろうなということで、これを否定することはなかなかできない。ただ、本来ならば、寄附者の意思を確認しての取り崩しということだと思います。

○高野事務局長 済みません。1点だけ。

寄附者の意思、意図の確認というのは、やむを得ず取り崩さざるを得ないという時点のお話をされているのですか。それとも寄附時点で確認された意思、意図に従って行動すべきだと。

○高山座長 そこで何も書いていなかったら寄附者に聞くしかないのでしょうか。でも、死んでしまった場合とかありますから。

○高野事務局長 例えば100年たっているとか、法人が寄附者であると。寄附した法人の後継法人は私であると主張している法人はあるけれども、実は今は仲が悪くなっているとか。

義務なのか。法人が判断の参考にする際に、あるいはお断りをするというプロトコルの問題ね。今時点で寄附者だったと思われる人に意見を聞いてみるとか、お断りを申し上げておくのは構わない話なのですけれども、今時点で確認しないと処分できないということだとすると、本当に法人の財産になっているのかという感じもあるのです。極端な場合には訴訟もあり得るものですから、どういう意味合いなのかは。本当は寄附を受けるときにそこをきちんと確認すべきだし、そういうものとして理解している寄附者の意図というのを尊重して行動すべきだと。それはそれで結構なのです。

○高山座長 多分、それがいい状態が多いと思うのです。

○高野事務局長 実際には。

○高山座長 実際にはです。だから、原則としては、寄附者、あるいは寄附者の御遺族とか、そういう方たちに一応はお断りをするのでしょうかというのが礼儀の問題なのでしょうね。

○高野事務局長 でも、それは礼儀の問題になってしまって、ルールの問題とは少し離れ

てくるのかな。

○高山座長 でも、寄附者に聞かないと指定の解除ができないですね。

○高野事務局長 それは、寄附された時点での整理にできる限り忠実に従うだけのことで、寄附者の遺族の人に拒否権があるかと言われると、それはどうなのでしょうね。

○高山座長 そうですね。現実問題としてはないでしょうね。

やむを得ないときにはしないかもしれない。そんな時間もないかもしれない。

○高野事務局長 いろいろな考え方はあるのですが、寄附者の意思は絶対であるから、今時点で何らかのベストの手段で確認してそれに従えという立場もあるかもしれませんが、場合によってはちょっと極端な結論になる。

○高山座長 そうですね。

○高野事務局長 法人が存続しなくても寄附者の意思が優先するという事になってても変な話なので。

○高山座長 あるいは、やむを得ないとき、まさに潰れるかどうかというときには、聞かずに売らなければいけないときもありますからね。例えば、もらった株式がどんどんどんどん毀損して行って、もうここでというのがありますから、ケース・バイ・ケースは書かないほうがいいですね。

○高野事務局長 基本はことしの問題を除くと、法人でやむを得ないという事情を機関決定でもって責任を明らかにした上でやるという以外には、現実にはないのではないかと思います。

○高山座長 ただ、そうすると、寄附者の意思がないがしろにされる可能性もあるので、そこはなかなか書けないのではないですか。それを原則にしてしまうと。まだ生きている場合もありますので。亡くなっていれば、今みたいな形はいいかもしれません。

これは FAQ に書く原案ですか。

○松前課長補佐 いいえ。

○高山座長 内部での取り扱いの整理と考えるのですか。

○松前課長補佐 当初、指定正味財産の根本的な考え方は、こちらの研究会で御議論いただいて、それを受けて、実務レベルであれば、実務指針等、協会さんのほうで御対応というような形で進めさせていただいていたかと思います。

○高山座長 では、今の事例は協会のほうで検討していただくと。振っていますけれども、梶川先生はいないし。

○上倉参与 仮に協会のほうで取りまとめたとして、恐らく、協会名では出せないのではないかなと思うのです。そのときに協会で取りまとめたものを事務局に引き渡しをして、それで出すか。

○高山座長 どちらがやるかはそこで決めましょうか。

○上倉参与 そういう対応になるのでしょうか。

○高山座長 初めからではなくて、1回検討していただいて、それでどうするかと。

回答はまた次回で結構です。

○上倉参与 はい。

○高山座長 これについては、今の事務局長のお考えもあるので、もう少し深掘りする必要があるかもしれません。しておかないと、実務的にはまた混乱するのかなと思います。

では「指定正味財産が解除されるケース」のうちが一番下「保有形態に制約がある場合には、保有形態が変化したとき、例えば、株式で保有していた場合に、売却して他の金融資産に変わったとき」には、指定は解除されたと考えるべきなのか。なお、株を提供された方が売却についても意思がつながっていると考えられるのかという議論ですが、「追加論点の洗い出し」を見ますと、指定正味財産の内容が株式なのか債券なのかによって、対応が異なり、後者の場合には、債券の回収可能性が低くなった時点で、指定の解除となる。株式は売却時点で指定の解除となる」ということで、皆さんの御意見は一致していると考えておりますが、何か反論があるかどうか、上倉参与から。

○上倉参与 これも具体的にどういうケースなのかが想像しにくいところもあるのです。例えば、株式を保有していて、寄附者から売却してもいいですよというような意思をもらって売却するというケースなのではないでしょうか。

○高山座長 そういう意見が出ていないときでしょう。

○上倉参与 出てなくて、勝手に売却してしまったということですか。

○高山座長 勝手というか、ほかに有利なところで運用を変える。金融資産の1つと考えているのでしょね。

○上倉参与 株式で持っていてくださいよという指定がもともとあるわけですよ。

○高山座長 そうですね。保有形態に制約がありますからね。

○上倉参与 そうすると、よほどの事情がない限り、売却することはできないとは思っています。

○高山座長 指定の解除をしてもらって売却ということですか。

○上倉参与 そうですね。

○高山座長 そういう考えですね。

金子参与、いかがですか。

○金子参与 美術品とか、先ほどの時計台みたいに、そういうのを処分するというと、使途自体が完全に制約が解かれたということがわかるのですけれども、今、金融情勢がかなり揺れているときに、ポートフォリオの組みかえの中で株式を債券にするというのは、暗黙の了解として寄附者から認められていたとすれば、それは別にまだ使途の解除ではないのかなという気もするので、どういう場合にという前提条件がもう少しいろいろあると結論が出やすいのかなと思います。ただ、株式が債券に変わったという場合はいろいろなケースが考えられるのではないかと考えております。

○高山座長 長参与、いかがですか。

○長参与 基本的にその保有形態のまま持っていたきたいということでしたら、やむを

得ない場合以外は売却できないのではないかと思います。

○高山座長 中田参与から記載の内容は問題ではないと。

○中田参与 済みません。この「追加論点の洗い出し」のところですが、債券の場合には、回収可能性が低くなった時点で指定の解除とあるのですが、これは具体的にどんなことなのですか。債券の場合、売却してしまう場合も当然指定の解除ですよ。

○高山座長 そうですね。

○中田参与 株券だけではなくて。そのほかに回収可能性が低くなった場合も指定の解除という話なのですか。

○高山座長 これは減損ですか。

○中田参与 減損のことですか。

○高山座長 著しく時価が下落したとき。これは指定の解除としてしまうのですか。

○松前課長補佐 解除というか、指定正味財産が減ってしまうのでしょうか。

○高山座長 そうですね。

○松前課長補佐 だから、それをもって解除と言えるのかどうかということ。

○高山座長 減ってしまっていますものね。減損は一般に行ってしまいますね。だから、会計の仕組み上は解除になってしまうのですか。

○中田参与 そういうことですね。

○高山座長 それはそれでいいのでしょうか。

皆さん、長らくお時間を頂戴しました。議事次第にまた戻りますと、きょうは実は1の宿題というところで終わってしまって、2、3、4、5なのですが、どうでしょうか。次回でいいですか。もうちょっとやりますか。2番だけやってしまいますか。できるかな。

○松前課長補佐 可能性があれば2番を。

○高山座長 どうしますか。

○松前課長補佐 先生方は。

○高山座長 よろしいですか。お時間はもう。

○小森委員 済みません。8ページに奨学金の事例が出ていますけれども、これは給付型を前提とした議論だと思いますので、貸与型の場合は解除にならないという理解でおります。

○高山座長 そうですね。

○小森委員 済みません。

○高山座長 では、皆さんお疲れのようなので、済みませんが、きょうはこれで終わりにしたいと思います。

次回はいつでしたか。

○松前課長補佐 次回の研究会でございますけれども、11月4日の10時を予定しております。

○高山座長 一番最後のページですね。

○松前課長補佐 はい。

○高山座長 ちょっと積み残しもあったので、よほど頑張らないとスケジュール的に厳しいのですが、きょう大きな論点がメジロ押しだったので、これが消化できたところで、次回以降はもうちょっと議事をうまく進めたいと思います。申しわけございません。今回は議事の進め方がちょっと悪かったので1番しかできておりませんが、これを持ちまして、第12回の研究会を終了させていただきたいと思います。皆さん、どうも御苦労さまでした。